

あきたかたしたぶんかきょうせいすいしん  
安芸高田市多文化共生推進プラン

2013<sup>ねん</sup>年度～2017<sup>ねん</sup>年度

平成<sup>へいせい</sup>25<sup>ねん</sup>年度～平成<sup>へいせい</sup>29<sup>ねん</sup>年度

(5<sup>か</sup>年<sup>ねん</sup>計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>)



あきたかたし  
安芸高田市

2013<sup>へいせい</sup> (平成25) <sup>ねん</sup> 3<sup>がつ</sup>月

はじめに



あきたかたし しちょう はまだかすよし  
安芸高田市 市長 浜田一義

あきたかたし がいこくじんしみん へいせい ねん にゆうかんほう かいせい けいざい ぐろーばるか すすむ  
安芸高田市の外国人市民は、平成2年に入管法が改正され、経済のグローバル化がすすむ  
じょじょ ぞうか りーまんしょく 以降も、いちぶ がいこくじん きこく  
と徐々に増加してきました。また、リーマンショック以降も、一部の外国人は帰国しましたが、  
ほとんどの外国人は安芸高田市に住み続けています。

こんご がいこくじんしみん ていじゅうか すすむ よそう なか ほんし がいこくじんしみん とりまく  
今後も、外国人市民の定住化がますます進むと予想される中で、本市は外国人市民を取りまく  
げんじょう かだい ちいき じつじょう ふまえて こんご ねんかん たぶんかきょうせい きほんぷらん あき  
現状と課題、地域の実情を踏まえて、今後5年間の多文化共生の基本プランとして「安芸  
たかたしたぶんかきょうせいすいしんぷらん さくてい  
高田市多文化共生推進プラン」を策定しました。

このプランでは、「外国人市民と日本人市民が 互いに違いを認め合い 支え合うまちづくり」  
を基本理念に掲げています。この理念を実現するためには、まず“自らの心を変革”をしてい  
かなければなりません。そして、しみん きぎょう ぎょうせい たよう にないて ちから  
市民、企業、行政など、多様な担い手が力をあわせ、それぞ  
れが連携・協働して多文化共生社会の実現にむけて取り組んでいく必要があります。

また、あきたかたし おおく かそ おなじく しょうこうれいか かだい かかえて  
安芸高田市は多くの過疎のまちと同じく、少子高齢化の課題を抱えています。このまま  
じんこう へりつづける あきたかたし しんこく にないて ぶそく ちやくめん よそう  
人口が減り続けると、安芸高田市は深刻な担い手不足に直面することが予想されます。

ほんし おおく かそち かかえて ちゆうたい むきあい あたらしい あきたかたし そうぞう  
本市は多くの過疎地が抱えているこの問題と向き合い、新しい安芸高田市を創造していくた  
めに、がいこくじんしみん にほんじんしみん て たすきえて こんなん ちゃれんじ  
外国人市民と日本人市民が手を携えて、この困難にチャレンジしていくことが「あらたな  
たぶんかきょうせい じだい かくしん  
多文化共生の時代」になることを確信しております。

さいご このプラン策定にあたり、あきたかたし たぶんかきょうせいすいしんぎょうきかい いん かつ  
最後に、このプラン策定にあたり、安芸高田市多文化共生推進協議会委員の方をはじめ、こ  
きょうりよく おおく みな ところ かんしゃ もうしあげます  
協力いただきました多くの皆さまに心より感謝を申し上げます。



あきたかたしたぶんかきょうせいすいしんかいぎ かいちょう きはらはると  
安芸高田市多文化共生推進会議 会長 木原張登



さくねん がつ あきたかたし ようせい うけ あきたかたしたぶんかきょうせいすい  
昨年7月、安芸高田市の要請を受け「安芸高田市多文化共生推

しんきょうぎかい ほっそく きょうぎかい きんねん しなひ がいこくじん  
進協議会」が発足しました。この協議会は、近年、市内の外国人

ぞうか ぶんかふうしゅう ちがい まさつ しょうじる いりょうげんば いしそつう とらぶ  
が増加し、文化風習の違いから摩擦が生じることや医療現場などでの意思疎通のトラブ

る けねん もんだい ぶっしょく ひつよう こんご ありかた けんとう ひつよう  
ルなどが懸念され、これらの問題の払拭をはかる必要から、今後の在り方を検討する必要

しょうじた そしき  
が生じたため、組織されたものです。

かいぎ きょうぎかい ぶんかかい ぶくめ のべ かい こんかい  
会議は、協議会、分科会を含め、延べ10回おこなわれ、今回とりまとめを、おこなうこ

とができました。この提言は、日頃外国人と接している方や実際に当市に居住している外国人

いじん しょうしゅう ぐたいてき もんだいてん いけん ようぼう  
を委員として招集し、具体的な問題点や意見・要望を取りまとめたものです。このため、な

げんじつてき そっこうせい しょうらい みすえ たちゅうしょうてき おもえる れっきょ  
かには現実的で即効性があるものや、将来を見据えた抽象的とも思えるようなものも列挙

しています。安芸高田市は、財政縮小、人口減少、高齢化、産業停滞など中山間地域の

かだい おおおかかえて こんご あきたかたし もんだい たいしょ しみん  
課題の多く抱えています。今後、安芸高田市はこれらの問題に対処することとなり、市民はい

ろいろ不便を感じることもあるかもしれません。しかし、これらが少数派である外国人市民に

じょうほうぶそく こみゅにけーしょんぶそく かどかせられることはいりません。  
情報不足やコミュニケーション不足から過度に課せられることは許されません。

たぶんかきょうせい がいこくじん すみやすく  
多文化共生は、外国人が住みやすくなるまちをつくることであり、これはとりもなおさず

にほんじん かいてき おおく しみん じんしゅ ぶんか しゅうかん  
日本人にとっても快適なまちになることにほかなりません。多くの市民が、人種や文化・習慣

ちがい のりこえて とも さかえて ねがって ていげん あきたかたし  
の違いを乗り越えて、共に栄えていくことを願ってこの提言をおこないました。安芸高田市に

おかれましても、この提言の趣旨をご理解いただき、行政運営に役立てていただければ幸甚で

す。最後に、この提言を取りまとめるにあたり、多大な労力を割いて頂いた事務局はじめ、

なんど あつま ぎろん いじん みなさま あらためて おれい もうしあげます  
何度も集まってご議論をいただいた委員の皆様にご挨拶申し上げます。



# も く じ

だい しょう	ようご ていぎ	1
第1章	用語の定義	1
だい しょう	あきたかたし たぶんかきょうせいすいしんぶらん かんがえかた	2
第2章	安芸高田市多文化共生推進プランの考え方	2
	1 ぶんさくてい しゅし	
	1 プラン策定の趣旨	
	2 こくない じょうきょう	
	2 国内の状況	
	3 ぶんさくてい はいけい	
	3 プラン策定の背景	
	4 たぶんかきょうせい きほんりねん たぶんかきょうせい とりくむちてき	
	4 多文化共生の基本理念と多文化共生を取り組む目的	
	<じんこうげんしょう たぶんかきょうせい これからのまちづくり>	
	5 ぶん じかん	
	5 プランの期間	
	6 ぶん いちづけ	
	6 プランの位置付け	
だい しょう	あきたかたし げんじょう かだい	8
第3章	安芸高田市の現状と課題	8
	1 にほん がいこくじんとうろく げんじょう	
	1 日本における外国人登録の現状	
	2 あきたかたし がいこくじんとうろく げんじょう	
	2 安芸高田市における外国人登録の現状	
	3 あきたかたし たぶんかきょうせい とりくみ	
	3 これまでの安芸高田市の多文化共生の取り組み	
	4 たぶんかきょうせい むけたかだい	
	4 多文化共生に向けた課題	
だい しょう	あきたかたし たぶんかきょうせいすいしんぶらん ないようおよびくたいてきじぎょう	20
第4章	安芸高田市多文化共生推進プランの内容及び具体的事業	20
	1 ぶん たいけいず	
	1 プランの体系図	
	2 くたいてきじぎょう	
	2 具体的事業	
	3 すいしんたいせい	
	3 推進体制	
さんこうしりょう		
参考資料		
	あきたかたしたぶんかきょうせいすいしんかいぎ めいぼ ようこう	37
	○安芸高田市多文化共生推進会議（名簿・要綱）	37
	ぶんさくてい けいか	41
	○プラン策定の経過	41

## 第1章 用語の定義

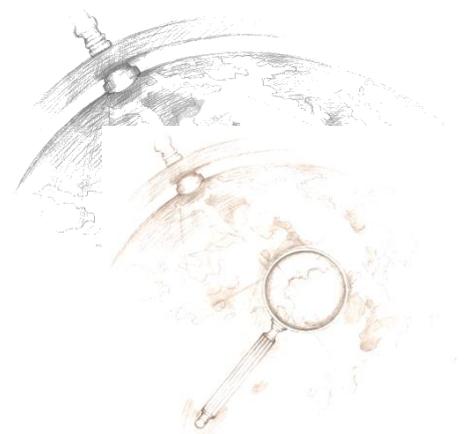
### 「多文化共生」

すべての住民が、国、地域、民族、人種、宗教、言葉、歴史観などによる文化的背景の違いによらず、たがいが尊重され、対等の関係を保ち、ともに暮らす地域の一員としてまちづくりに参画できること。

### 「外国人市民」

外国の国籍を持つ市民（外国籍市民）あるいは、日本国籍であっても外国に繋がりを  
持つ市民（中国帰国者、帰国子女や最近日本国籍を取得して日本語の支援を必要  
としている人、国際結婚により生まれた人など）で、本市または日本に生活拠点を  
持っている人も含まれます。

また、生活拠点を「永住者」や「定住者」だけでなく、「外国人研修生・  
技能実習生」なども外国人市民に含まれます。



## 1 プラン策定の趣旨

あきたかたし くらす ひと すみやすい まちづくりをめざして、ともて 手をとりあっていくことが、あたらしいあきたかたし しそぞう 新たな安芸高田市を創造していくうえでも欠か せません。

ほんし は、がいこくじんしゅみん とにほんじんしゅみん が、たがい に りかい し「理解」し「尊重」しあい、すべての しみん とぎょうせい きょうどう が協働して「人 輝く・安芸高田」のまちづくりをすすめるための 指針として「安芸高田市多文化共生推進プラン」を策定しました。

## 2 国内の状況

にほん で生活する がいこくじんしゅみん は、ねんだい 80年代まではせんぜん 戦前から きょじゅう 居住する 旧 植民地 出身者 とその しそん 子孫が おおく 多く生活して いました。ねんだい 80年代以降は バブル 景気を 背景に 仕事を 求めて 来日した とうなん 東南アジア や なんべい 南米 出身者の ニューカマー<sup>1</sup> を 中心に 徐々に 多国籍化 して きました。とくに ねんだい 90年代 に入ると、かいせい 改正入管法の 施行により、定住者の ざいりゅう 在留資格が かくじゅう 拡充され 日系3世 までの しゅうろうか の 就労可能な 地位が 認められたため、しゅうろう 就労目的の 日系人の 入国が たやすく になりました。その 後、2000年代 に入ってから、き 経済が 加速した グローバリゼーション<sup>2</sup> によって、ニューカマーの 人口は 増え続け、さらに 定住化が 進んできました。

<sup>1</sup> 1980年代以降に 来日し 定住している 外国人のこと。

<sup>2</sup> 地球規模で 人や物、情報が 行きかい、関係が 深まっていく 経済活動のこと。経済だけではなく ほかにも、政治や文化なども 同じように 地球規模化している といわれており、そのような 現象を グローバリゼーション や グローバル化 といいます。



### 3 プラン策定の背景

外国人市民の定住化を受けて、国は総務省を通じ2006年（平成18年）「地域における多文化共生推進プラン」を示し、各自治体の実情に応じ多文化共生を進める通知を出しました。また、2009年（平成21年）3月には内閣府に「定住外国人施策推進会議」が設置され、2010年（平成22年）8月には「日系定住外国人施策に関する基本指針」が策定されるなどの動きがありました。また最近では、東日本大震災を受けて災害時における外国人市民への支援体制充実に向けた議論が活発におこなわれており、2012年（平成24年）12月には「災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて」という報告書が総務省より示されています。

このほかにも、外国人市民が多く住む都市で構成された外国人集住都市会議<sup>3</sup>や日本経団連も、多文化共生の推進、外国人労働者の受入れに関する提言を、国におこなっています。このように、外国人市民と共生する社会をいかに築くかが大切な問題として認識されつつあります。

<sup>3</sup> 外国人市民が多数居住する都市の行政や国際交流協会が参加。外国人市民に関わる施策や活動の情報交換をするとともに、国などへ提言や連携した取り組みを実施しています。



#### 4 たぶんかきょうせい きほんりねん たぶんかきょうせい とりくむもくてき 多文化共生の基本理念と多文化共生を取り組む目的

### きほんりねん 基本理念

## がいこくじんしみん にほんじんしみん 『外国人市民と日本人市民が

## たがい ちがい みとめあい ささえあう 互いの違いを認め合い 支え合うまちづくり』

ほんしは、がいこくじんしみん にほんじんしみんが たがい ちがい みとめあい ささえあう  
本市は、『外国人市民と日本人市民が 互いの違いを認め合い 支え合うまち  
づくり』をきほんりねん かかげ たぶんかきょうせい せっきよくてき すいしん  
づくり』を基本理念に掲げて多文化共生を積極的に推進していきます。

がいこくじんしみん にほん しゃかい まいのりてい<sup>4</sup> しゃかいてきしょうすうは  
外国人市民は、日本の社会ではマイノリティ<sup>4</sup>（社会的少数派）といわれてい  
ます。あきたかたし じょうきょう がいこくじんしみん ほんし  
安芸高田市においてもおなじ状況で、これまで外国人市民は本市のまち  
づくりにさんかく かんきょう ととのって  
づくりに参画できる環境が整っているとはいえませんでした。しかしこれから  
は、ぶんか しゅうかん ことなるがいこくじんしみん たいせつ ちいき いちいん にほんじんしみん  
は、文化や習慣の異なる外国人市民も、大切な地域の一員として、日本人市民と  
ともにのうりよく はっき ひつよう あきたかたし しょうらい がいくに  
ともに能力を発揮することが必要といえます。安芸高田市の将来にとって、外国  
じんしみん かぎらず すべてのしみん たちば さんかく  
人市民だけに限らず、すべての市民がさまざまな立場で、まちづくりに参画でき  
るたよう しゃかい たようせいしゃかい きすく あきたかたし しょうらい  
多様な社会<sup>5</sup>（多様性社会）を築くことが、これからの安芸高田市の将来にと  
ってひつよう  
必要だといえるからです。

そのためには、がいこくじんしみん ほうりつ じょうれい じゅんしゅ ぜいきん おさめる しみん  
そのためには、外国人市民も法律や条例の遵守や税金を納めるといった、市民  
としてのぎむ はたす たいせつ どうじ し さーびす うけるこ  
としての義務を果たすことも大切です。と同時に、市からのサービスを受けるこ  
とはもちろん、きほんてきじんけん さんちよう じりつ いちしみん ちいき あんしん  
とはもちろん、基本的人権が尊重され自立した一市民として、地域で安心して

<sup>4</sup> マイノリティ グループ えいご かんがえかた やくして しょう しゃかい かんけい しょうすう たちば  
4 minority group (英語) の考え方を訳して使用している。社会の関係において少数の立場  
や属性や集団のこと。社会的少数派、社会的少数集団ともいいます。

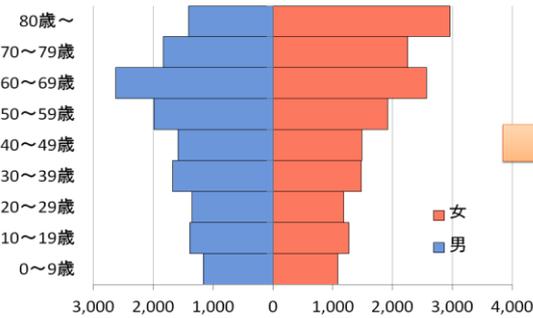
<sup>5</sup> さまざまな立場の人が 尊重される社会。外国人市民が 尊重される「多文化共生社会」も  
たよう しゃかい ひと さんちよう しゃかい がいこくじんしみん さんちよう たぶんかきょうせいしゃかい  
多様な社会のひとつの形でもある。最近では、個人が 尊重され能力を活かせる社会や  
きぎょう ちーむ ぼめん つかわれ だいばーしてい だいばーしてい まねじめんと  
企業（チーム）という場面でも使われ、ダイバーシティやダイバーシティ・マネジメントと  
いう意味でも用いられます。

く<sup>ら</sup>せ<sup>る</sup>るために、さまざま<sup>しえんじぎょう</sup>な支援事業<sup>かんきょうせいび</sup>や環境整備<sup>かんする</sup>に関する事業<sup>じぎょう</sup>を<sup>さだめる</sup>定めることが、  
この<sup>ぷらん</sup>プランの<sup>たいせつ</sup>大切な<sup>もくてき</sup>目的<sup>もくてき</sup>となります。



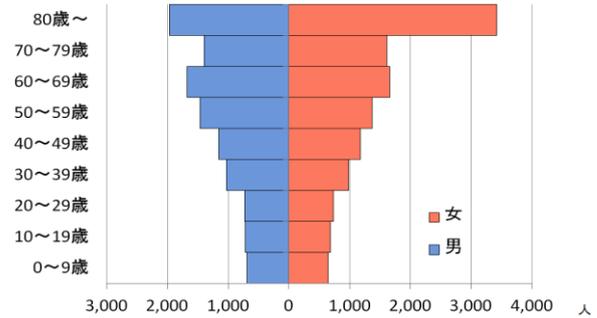
## 《人口減少と多文化共生 これからのまちづくり》

安芸高田市 男女年齢別人口  
2012年(H24)12月末現在



安芸高田市 男女年齢別人口予測  
2035年(H47年)22年後

出典)国立社会保障・人口問題研究所「市町村の将来推計人口」



安芸高田市の人口は減り続けています。これは、安芸高田市だけの課題ではなく、日本全体の

課題です。左の図は2012(平成24)年12月末の安芸高田市の人口構成ですが、22年後

の2035(平成47)年には右の図になると予想されています。特に、生産年齢人口(15

歳以上65歳未満)の減少がいちじるしく、地域経済や地域の生活を維持するうえで大きな

心配となっています。

安芸高田市が将来にわたり地域経済や地域の生活を維持し“活力あるまち”になるためには、これまでまちづくりに参画できなかった外国人市民が、一人の市民として地域で活躍できる場をつくっていくことが大切です。そして、外国人市民と日本人市民が互いに協力しあって、市民全員で地域づくりをしていくことが、人口の減っていく安芸高田市のまちづくりにとって必要なことだといえます。

また、まちづくりの観点で多文化共生を語る時、多文化共生は外国人市民だけを対象としたものだけではなく、もっと幅広い意味を持ちます。男性や女性といった性別の間、若者や高齢者などの世代の間、安芸高田市の6つの町の間など、価値観や文化的背景の違う者同士は日本人市民の間にも無数にあります。言い換えれば、ひとりひとりが価値観や文化的背景を持つ者といっても過言ではないでしょう。それらがたがいを尊重しあい、理解しあおうとするということは、たがいの人権を守ろうとする人の“意忠”であると同時に、その意忠によって、より住みやすいまちに安芸高田市が変わっていくということでもあります。

今後予想される人口減少の時代にあって、市が存続できるかどうかという課題を抱えているなか、多文化共生の施策が特別な意味を持つのはこうした背景があるためです。

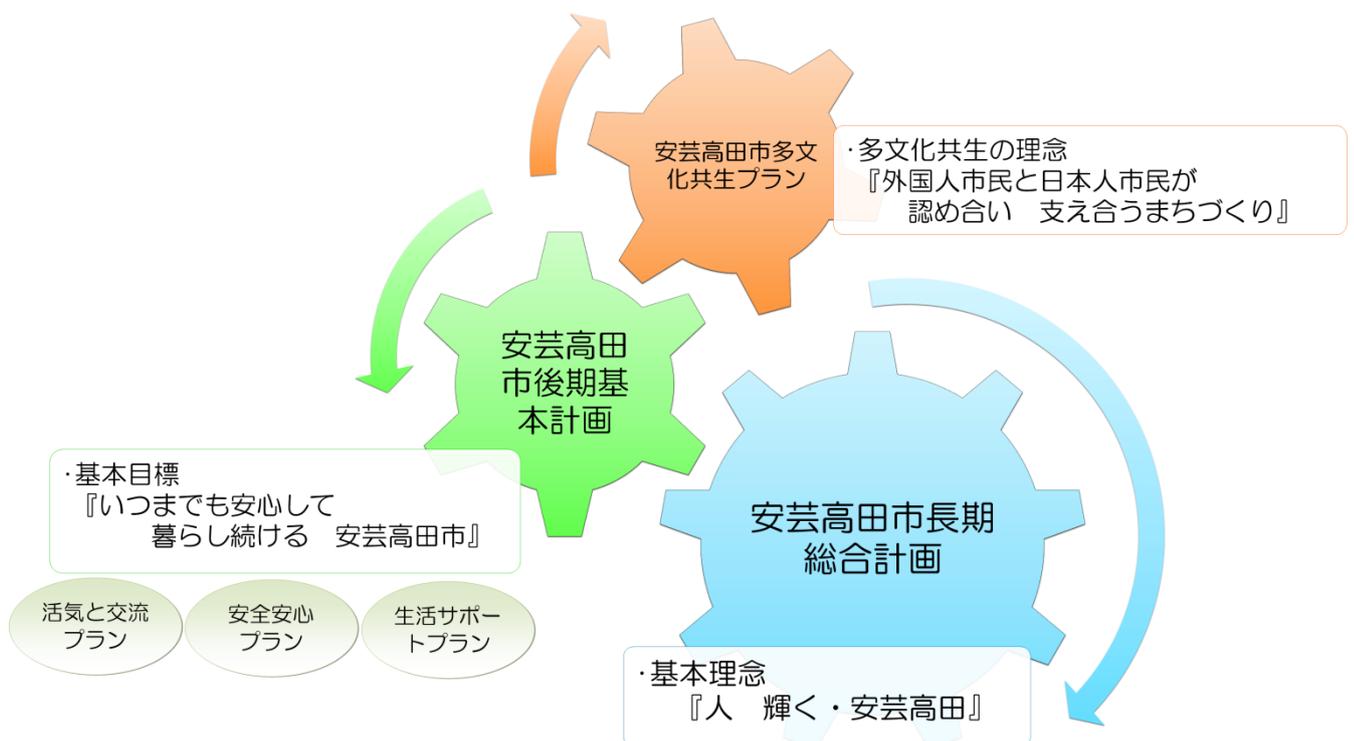
## 5 プランの期間

本プランの期間は、2013（平成25）年度を初年度とし、2017（平成29）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しをおこないます。

## 6 プランの位置づけ

本プランは、安芸高田市の基本構想である「安芸高田市長期総合計画」「安芸高田市総合計画 後期基本計画」に沿った内容であり、後期基本計画では、「活気と交流プラン」などの関連計画とも整合を図っていきます。また、2006年（平成18）年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生プラン」にもとづき、多文化共生社会の実現に向けた基本的な考え、本市の実情や特性を踏まえ、たうえで策定しています。

【安芸高田市の基本構想と多文化共生プランとの関係性】



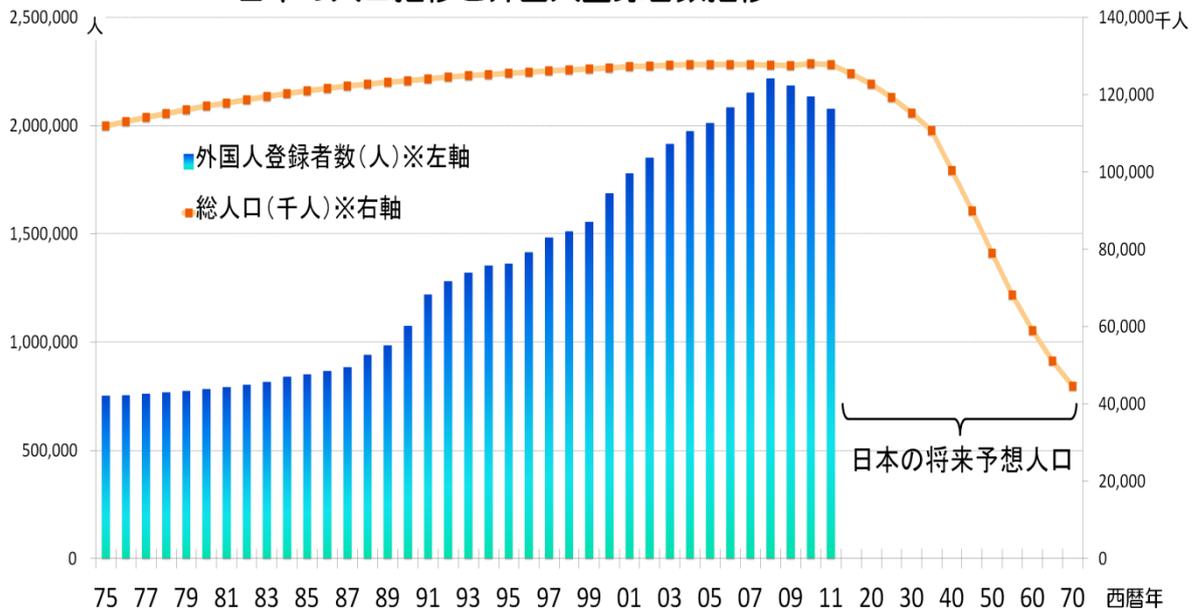
# 第3章 安芸高田市の現状と課題

## 1 日本における外国人登録の現状

日本の外国人登録者数は、平成23年末で約207万人（日本の総人口のおよそ1.63%）3年連続減少傾向にあるものの、原因はリーマンショックによる景気の後退と東日本大震災によるもので、予想よりも減少幅は少なく、グローバル化の一層の進行、日本の総人口の減少傾向をかんがえると、日本に定住する外国人の割合はさらに高まることが予想されます。

※外国人登録者数 各年末 法務省調べ  
 ※総人口 各年10月1日現在 総務省統計局調べ

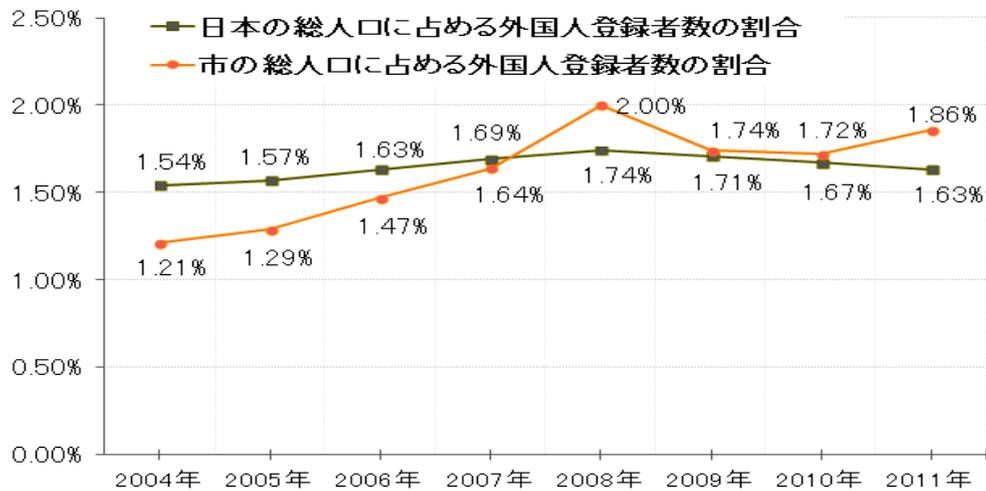
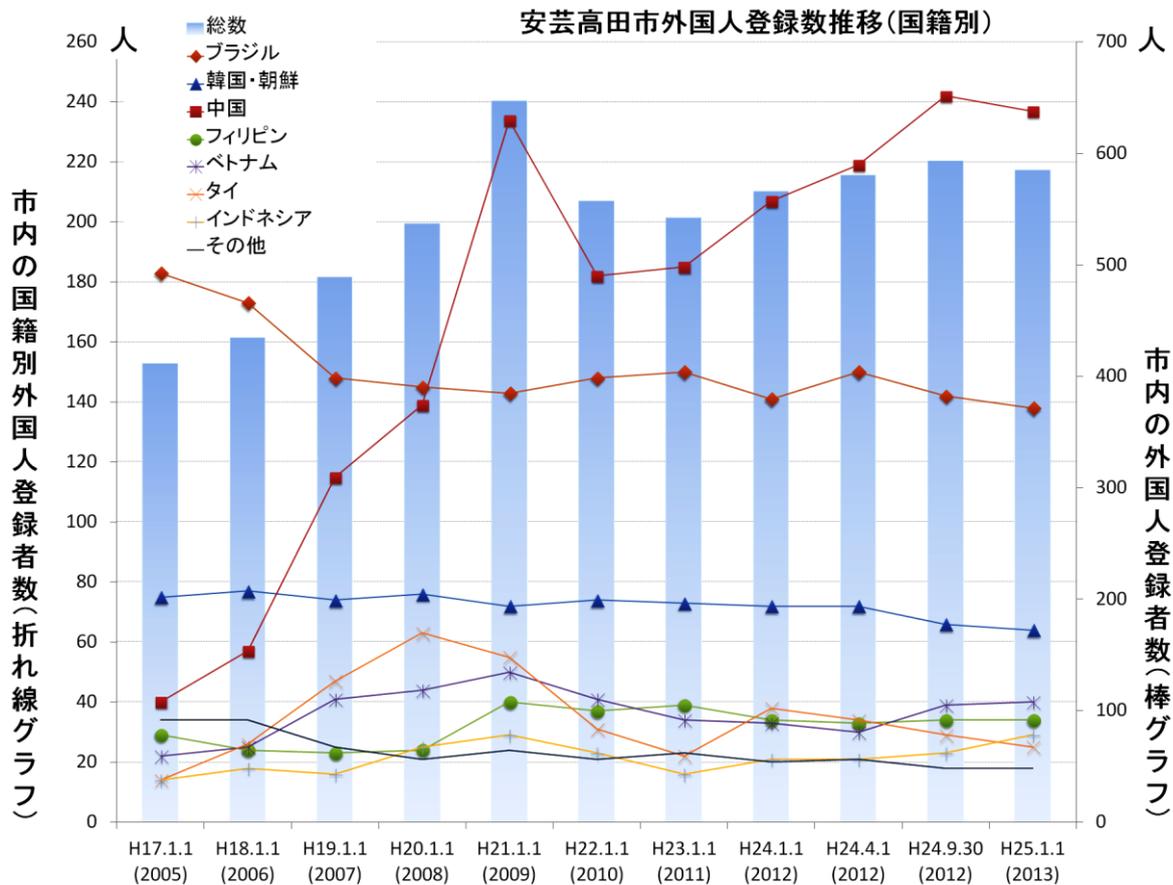
日本の人口推移と外国人登録者数推移



## 2 安芸高田市における外国人登録の現状

安芸高田市の外国人登録者数は、2013（平成25）年1月1日現在、585人と安芸高田市の総人口の1.86%を占め、広島県内でも人口に占める外国人市民の割合は高い水準を維持しています。（9ページ上の図）また、全国平均1.63%と比較しても2008（平成20）年から逆転しており、近年、総人口に占める外国人市民の割合が増加傾向にあるといえます。（9ページ下の図）





安芸高田市の外国人登録者数の推移を国籍別で見ると、もっとも多い国籍は「中国」つぎに「ブラジル」そのつぎに「韓国・朝鮮」となっています。安芸高田市の外国人市民は2013(平成25)年1月1日現在で20カ国の方が居住されています。



とく ちゅうごくじんしみん とうろくしゃすう 2008 (へいせい20) ねん ぶらじるじんしみん を抜き、  
しないうちでもっとも多く居住している外国人市民になっています。一方、ブラジル人  
市民は、1990 (へいせい2) ねん にゆうかんほう がおおきくかいせいされ、はたらくことを目的に  
ていじゅうしゃとして多くのブラジル人が日本にやってきました。当初は市内でもニュー  
カマーを代表する、もっとも多く居住している外国人市民でしたが、その後の  
けいきのこうたいりーまんしょくくなどによって、ぶらじるにきこくするなど、やや  
げんしょうけいこう 減少傾向にあります。

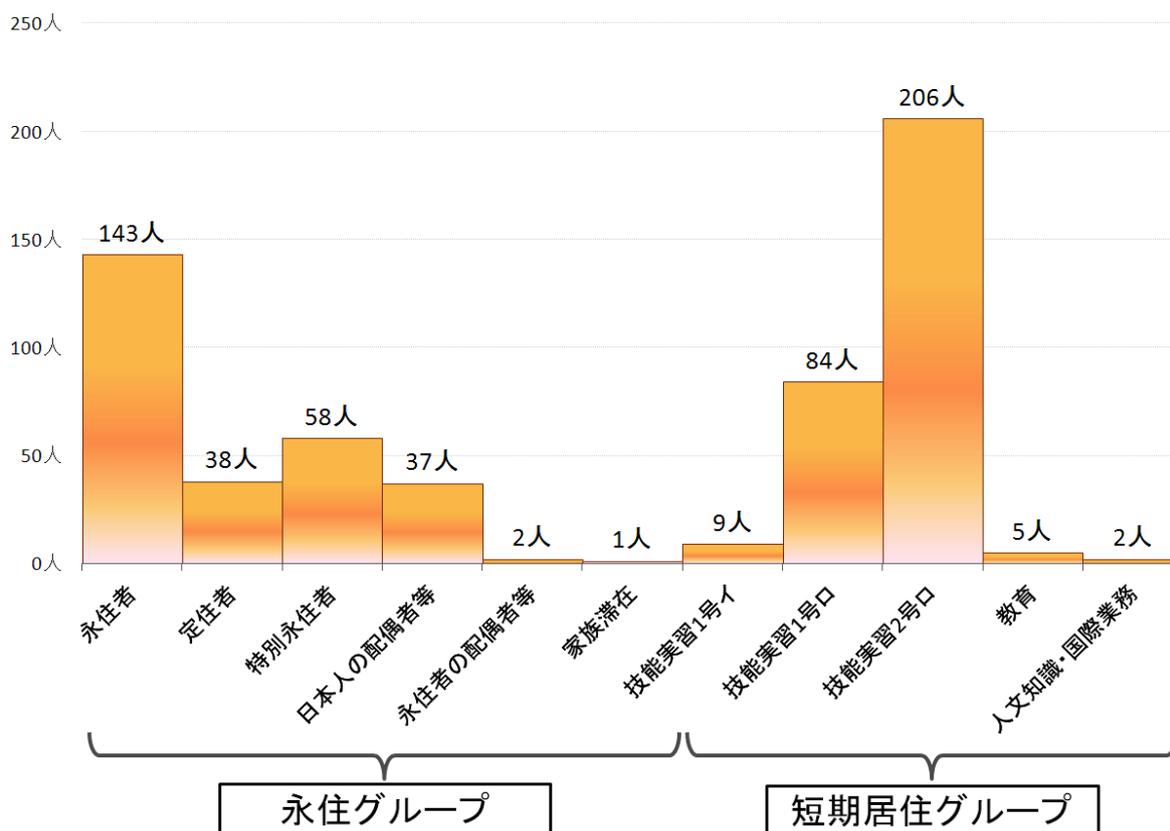
かんこく ちょうせん こくせき もつ、いわゆるざいにちこりあん と呼ばれる市民はオールドカ  
マー<sup>6</sup>といわれており、多くの方が長く日本に暮らしています。また、若い世代は  
にほんで生まれ育ち、日本の国籍を取得する人も多くなっています。さらに、現在韓  
国・朝鮮の国籍を持っている方は、そのほとんどが中高年の方という現状があ  
ります。

このように安芸高田市に住む外国人市民は、国籍ごとに特徴と背景を持ってお  
り、それぞれの国籍ごとの課題があります。しかし外国人市民は、国籍だけでは  
なく、何のために日本に滞在しているのかという在留資格<sup>7</sup>を持っています。こ  
の在留資格の状況を知ることで、国籍とは少し違う安芸高田市の現状が浮き  
彫り<sup>8</sup>なってきます。

<sup>6</sup> せんぜんせんご 戦前戦後からすでに日本にいたかんこく ちょうせんしゅつしんしゃ ちゅうしん がいこくじん そうしょう にゅー  
かまー と対比して使用することが多い。「カマー (※「comer=来る人」という英語が語源) 」  
は自発的移動を意味する。しかし、日本の植民地政策によって移動している歴史的経過を  
こうりよ 考慮すると、その移動は「自発的」ではないため「オールドカマー」は適切な表現でない  
としてき ひと と指摘する人たちもいる。そのため最近では「オールドタイマー」と呼ぶ場合もあります。

<sup>7</sup> にほんこくせき もたないがいこくじん にほん にゆうこく ざいりゅう おこなう かつどう るいけい  
化したもの。詳細は「出入国管理及び難民認定法 (「入管法」ともいう) 」などによ  
り規定されています。

## 安芸高田市外国人市民の在留資格者状況 2013(H25)年1月1日現在

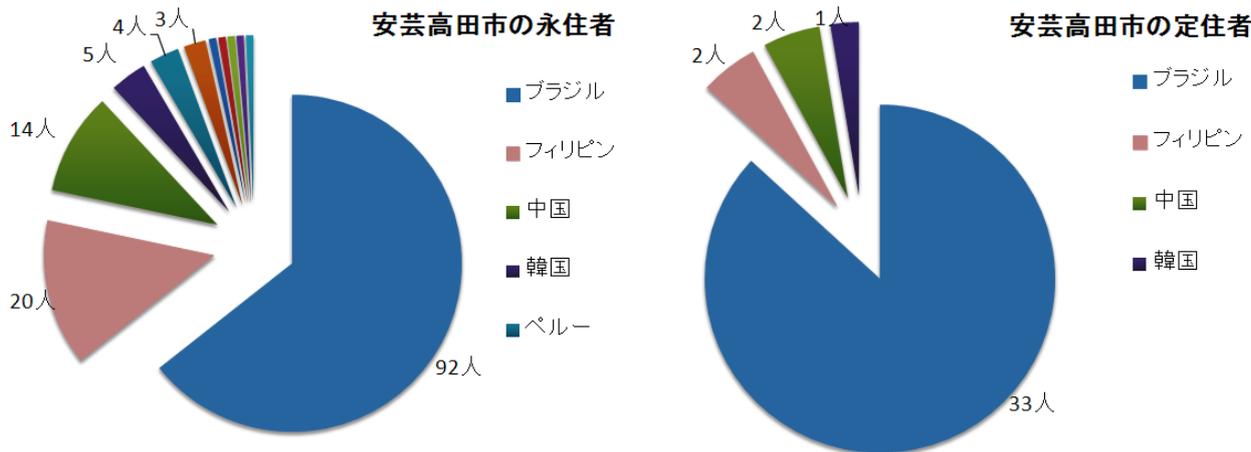


安芸高田市に滞在している外国人登録者の在留資格の状況をまとめてみると上の図のようになり、「永住者」「定住者」「特別永住者」「日本人や永住者の配偶者」といった「永住グループ」と、「技能実習生」を中心とした「短期居住グループ」の2つに分かれます。

永住グループの代表的な「永住者資格」の取得状況を国籍別にみると、1位ブラジル、2位フィリピン、3位中国、4位韓国という順になります。また、「定住者資格」の取得状況についても同様の傾向が見られます。

このように、永住グループのもっとも多い国籍はブラジル人で、もともと働くことを目的に来日していました。リーマンショック以降人口が少し減っていますが、定住者資格を持った日系ブラジル人が、永住者資格へビザの変更を申請するケースが増えており、生活基盤を日本に置くことで定住から永住化志向へと変化している現状があります。



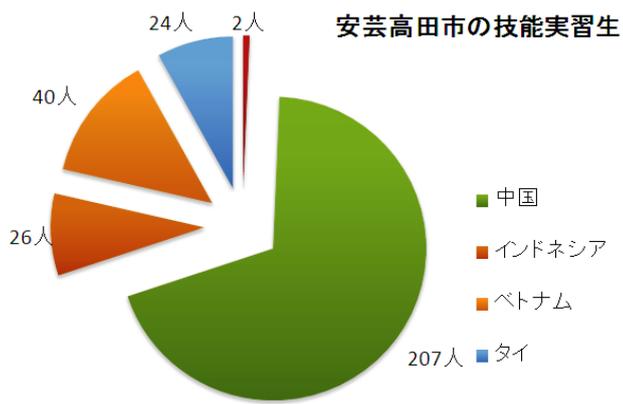


短期居住グループの代表的な「技能実習生」の取得状況を国籍別にみると、1位中国、2位ベトナム、3位インドネシア、4位タイという順になります。

特に、中国人研修生は2008(平成20)年～2009(平成21)年にかけて急激に増加しています。技能実習制度の目的は国内の技術を海外に移転にすることで国際貢献をおこなっています。多くは、生産現場で研修や技能実習を経験し、最大で3年間の日本に滞在することができます。しかし、3年間で母国に帰国しなければならず、同じ資格では再入国ができない制度となっています。来日する研修生たちは20、30代の若者が多く集団生活をしているケースがほとんどです。

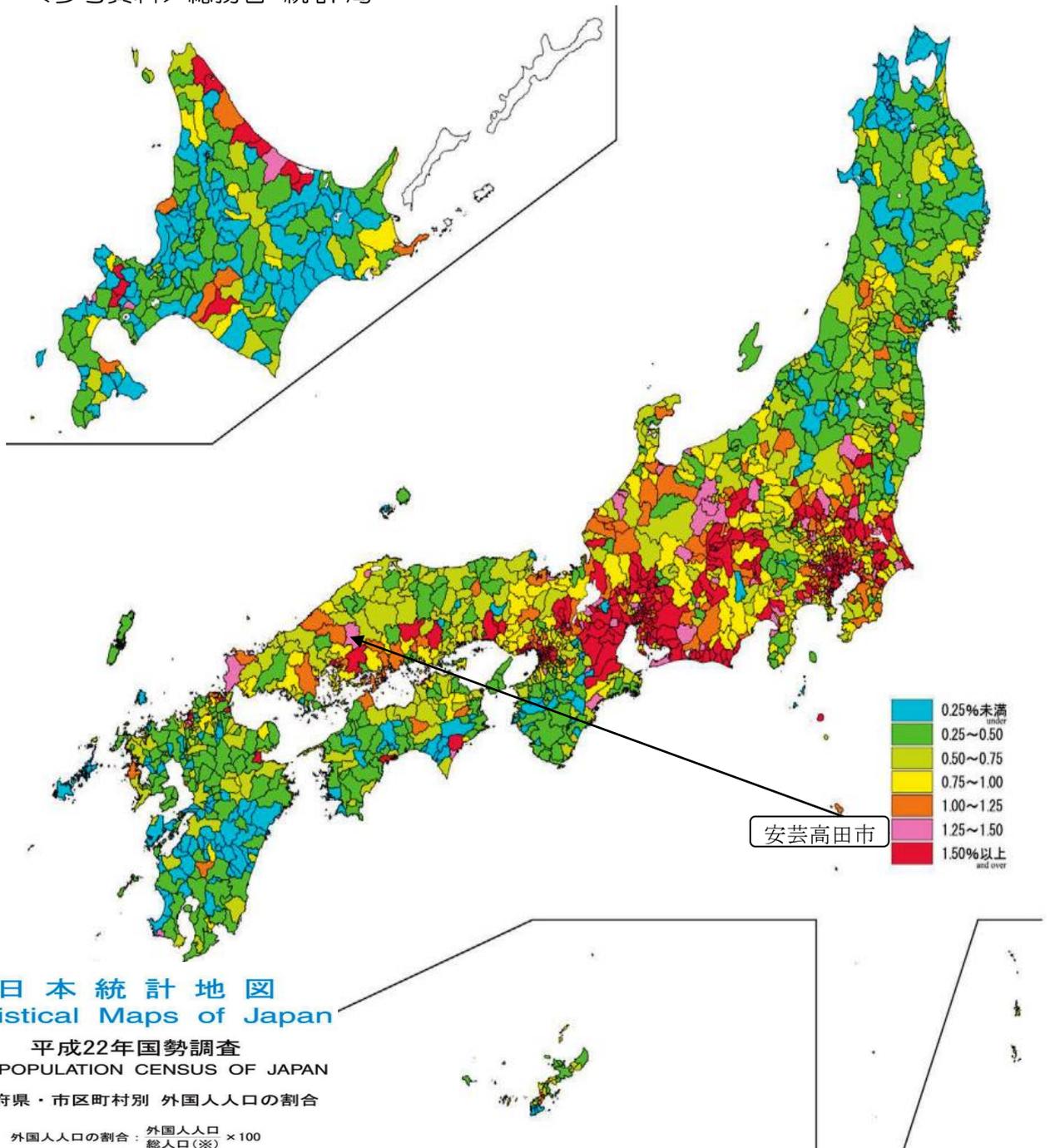
また、制度導入当時は低賃金雇用の対象と誤解され、事実、過酷な研修を強いられる問題が全国的に発生しました。2010(平成22)年7月の制度改正以降は、労働関連法令の適用が認められ、これらの問題も減少傾向にあります。

この他にも、日本国籍を取得している帰国子女や婚姻によって安芸高田市にや



ってきた外国人が、市内に居住してはいるもののその実数は不明です。ただし、日本語教室の問い合わせや生活相談といった形で市に連絡があり、日本国籍を取得しているものの急激な環境の変化によって日本の文化に馴染めず、日本語力にも不安を感じている現状があります。こういった統計には表れない外国人市民の現状も多文化共生を推進していくうえで把握していく必要があります。

<参考資料> 総務省 統計局



### 3 これまでの安芸高田市の多文化共生の取り組み

安芸高田市はこれまで日本語教室や英会話教室などを拠点に地道に地域の国際化をめざしてきました。そして2010(平成22)年度に人権多文化共生推進室を設立したことを転機に、多文化共生に向けた取り組みを本格的に始めました。設立年度には、「多文化共生市民アンケート」や「多文化共生フォーラム」を実施し、日本人市民や外国人市民の意識調査および啓発につとめてきました。

2011(平成23)年度には、多文化共生推進員、多文化共生翻訳・通訳員を非常勤職員として雇用し、英語・ポルトガル語・中国語による翻訳・通訳体制をつくりました。また、3言語による生活ガイドブック「いろはにっぽん」の作成や、一品持ち寄り交流事業をおこなってきました。

**振り返ると19年、楽しいから続く“吉田日本語教室”**

“日本語教室”と聞くと、堅苦しく感じます。しかし、教室を訪れると先生も生徒も笑っています。黒板の前に立つ先生はここにはいません。生徒の隣に先生は座ります。これが、試行錯誤の末にたどりついた吉田日本語教室の一番良い方法です。

で何とか相手に伝える方法を見つけました。教室には、自由に誰でも、いつでも参加できますから、今まで多くの国の方が来られました。もう10年以上、通われている方もいます。日常会話・漢字・日本語検定など、ひとりひとりの目標や希望に合わせて、先生といっしょにがんばっています。

外国の方は、日本のことをもっとよく知りたいと思われています。最近では浴衣を着てお茶席を経験する行事も企画しました。休日だと20人くらいの方が集まります。最近、教室を運営する若いスタッフも増え、とても喜んでいます。やりがいのあるこの教室をこれからも続けていきたいと思っています。

**連続 優勝!**  
庄原で開催された日本語スピーチコンテスト

平成23年 王玲さん(右)  
平成24年 李林音さん(左)

教室から2人の方が、コンテストで優勝されています。

教室を続けられる山岡和子さんにお話しをお聞きしました。

教室は、平成5年に吉田の公民館活動としてはじまりました。中国の方が日本語を学びたいと希望されたことがきっかけでした。私に先生として声が掛ったのは、趣味で中国語を習っていたからです。しばらくするとブラジルの方も教室に通うようになりました。先生も生徒もお互い言葉が通じない中で、筆談や身振り

—山岡さんの話しの中で、生徒も悩みを聞き、相談に乗ったりすることもあるそうです。人と人との結びつき。それが教室の本当の役割なのでしょう。—



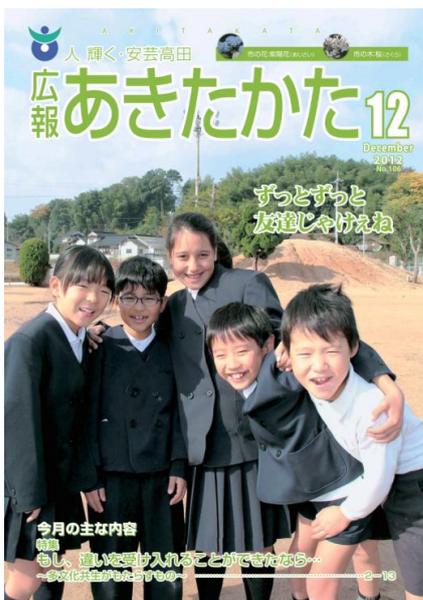
よだ にほんごきょうしつしょうかい きじ  
吉田日本語教室紹介記事

いっぴんもちよりこうりゅうじぎょう  
一品持ち寄り交流事業

2012(平成24)年度には、前年度から引き続いた体制や事業を維持しながら、あらたにポルトガル語の相談員を設置し、翻訳・通訳としてだけでなく、より定住者の問題解決に向けた相談支援体制を充実させてきました。そのほかにも、あらたな交流事業として、外国人市民が講師となって母国の料理を紹介する「世界の料理教室」、「広報あきたかた」での多文化共生に関する特集、県立

ひろしまだいがく し れんけい とりくみ ちいきれんけいきょうどうぶろじえくとじぎょう たぶんか  
 広島大学と市が連携した取り組み「地域連携協働プロジェクト事業」での多文化  
 きょうせい かんするとりくみ ほんぶんらんさくせい あき  
 共生に関する取り組みをおこないました。また、本プラン作成のために、安芸  
 たかたしたぶんかきょうせいすいしんかいぎ せつりつ がいにくじんしみん ゆうしきしゃ こくさいこうりゆうだんたい かんけい  
 高田市多文化共生推進会議を設立し、外国人市民、有識者、国際交流団体や関係  
 だんたい ぶんかかい せんしんちしきつ ぶくめたかいぎ ぜん かいかいさい きろん  
 団体とともに、分科会や先進地視察を含めた会議を全10回開催しさまざまな議論  
 をおこなってきました。

また、こうした市の動きだけでなく、県立吉田高校が行うキャリア教育「バー  
 ーチャル安芸高田市」の取り組みで多文化共生をテーマに県立吉田高校の生徒たち  
 がおこなった研究発表や、安芸高田市まちづくり委員会において「多文化共生  
 しゃかい すいしん かんするほうこくしょ さくせい おこなう しみん ばめん た  
 社会の推進に関する報告書」の作成を行うなど、市民とともにさまざまな場面で多  
 ぶんかきょうせい かんするかっぱつ きろん けんきゅう とりくみ  
 文化共生に関する活発な議論や研究などの取り組みをおこなってきました。



「Finding an overseas partner to various cultures」  
**case 1 国際結婚**  
**国籍に縛られずに、生きていってほしい**  
 マイアレオネル & ダビッドさん  
 妻 藤原奈津美さん  
 夫 マイアレオネルさん  
 国際結婚をテーマにした記事の抜粋。夫婦の出会い、結婚の経緯、そして異文化間の生活のリアルと理想について語られている。

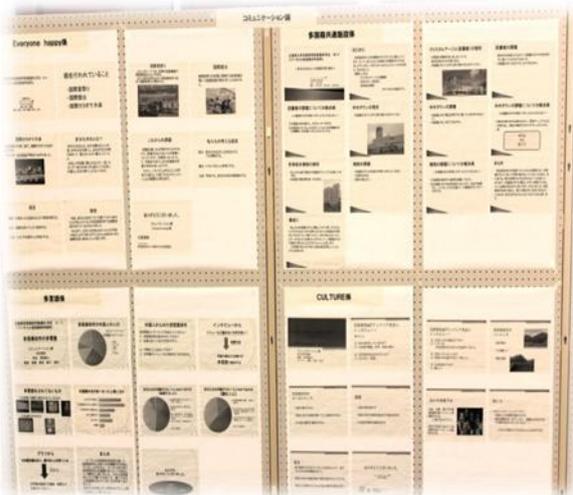
**特集**  
**もし、違いを受け入れることができたなら…** ~多文化共生がもたらすもの~  
 2012年12月号 広報あきたかた  
 多文化共生特集



世界の料理教室



たぶん かきょうせいすいしんかいぎ  
多文化共生推進会議



けんりつよしだこうこう とりくみきやりあきょういく ぼーちやるあきたかたし  
県立吉田高校の取り組みキャリア教育「バーチャル安芸高田市」  
けんりつよしだこうこう せいと  
県立吉田高校の生徒たち



**世界の文化**  
～異文化理解のはじめ～

人権多文化共生推進室  
☎42-5630

異なる価値にも同じものが  
前回は台湾では割と新しい習慣を、長い時間かけて貸借して、日本でも同じ習慣が紹介と書きました。例えば、結婚費用のお金のやりとりがそう。同じ金額等でも貸し借りの関係が異なります。外国の不慣れな習慣にも自分たちと同じ要素があるのです。

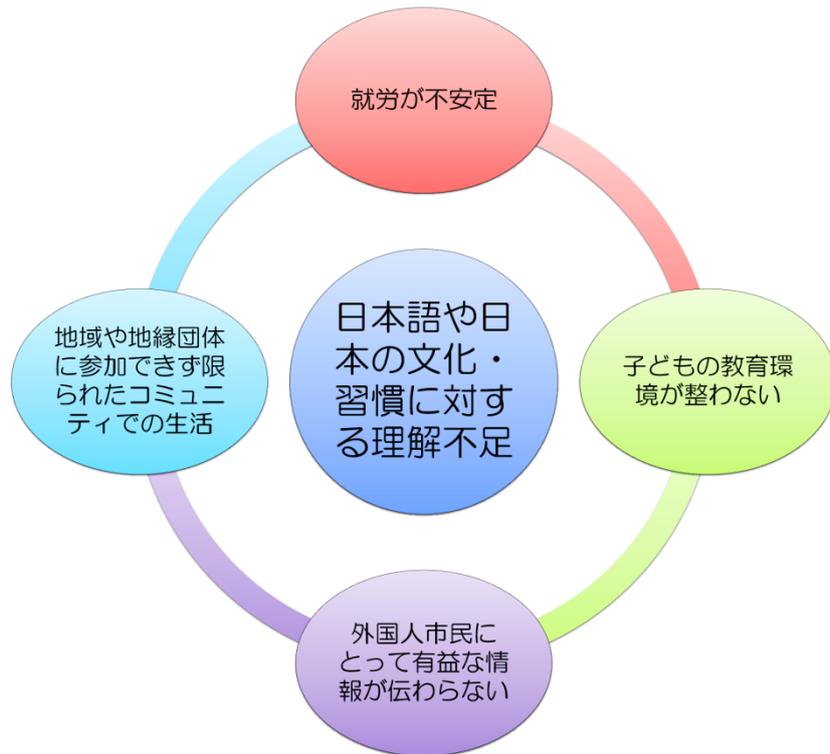
さて、ネパールのフンレリ族は、兄弟がひとり女性と結婚する一妻多夫制があります。授業でこの結婚を紹介すると、多くの学生たちから「兄弟全員に愛情を持っているのだろうか」「恋愛結婚が正しいのか」という感想が出ます。兄弟が結婚する目的で二人以外の結婚は正しくないと感じているからです。日本でも結婚した時のような感情を持ち続けるのは大変です。「好きな人と暮らす」とい

う思いも大事ですが、「生活していかなければならない」という現実があるのも事実です。お金を稼ぐ、家事を切り盛りする、子どもを育てる、生きるために助け合うという「結婚の意味」が、日本でも見て取れます。実はフンレリ族の人々は高い山に住んでおり、耕す土地が少ししかありません。兄弟がそれぞれ結婚すると土地が足りなくなってしまうのです。ここで、離れた土地で生きる人々への、兄弟全員が生きるための必要資金の確保、互いの関係をどうとらえるかが、外国の不慣れな習慣にも自分たちの習慣と同じな二かがある、外国人は決して異星人ではないということが実感できます。

今回はフリン先生の話を広島大学の関係者先生にしてもらいます。  
文・県立広島大学  
上水流久彦講師  
イラスト・県立広島大学  
ロナルド・ステアート准教授

けんりつひろしまだいがく ちいさけんけいきょうどうぼうじえくとじぎょう  
県立広島大学との地域連携協働プロジェクト事業  
いぶんかりかいこうざ こうほう れんさいこらむ  
異文化理解講座と広報あきたかた連載コラム

- 16 -



#### 4 多文化共生に向けた課題

外国人市民の課題として、「日本語や日本の文化・習慣に対する理解が不足している」ということがあります。

日本語や日本の文化・習慣に対する理解が不足していることは、さまざまな場面で外国人市民にとって不利に働きます。特に、定住グループに該当する外国人市民が就労を希望する場合、仕事に関して条件が限られ、また、景気の動向によって派遣社員などの不安定な就労状態になっています。

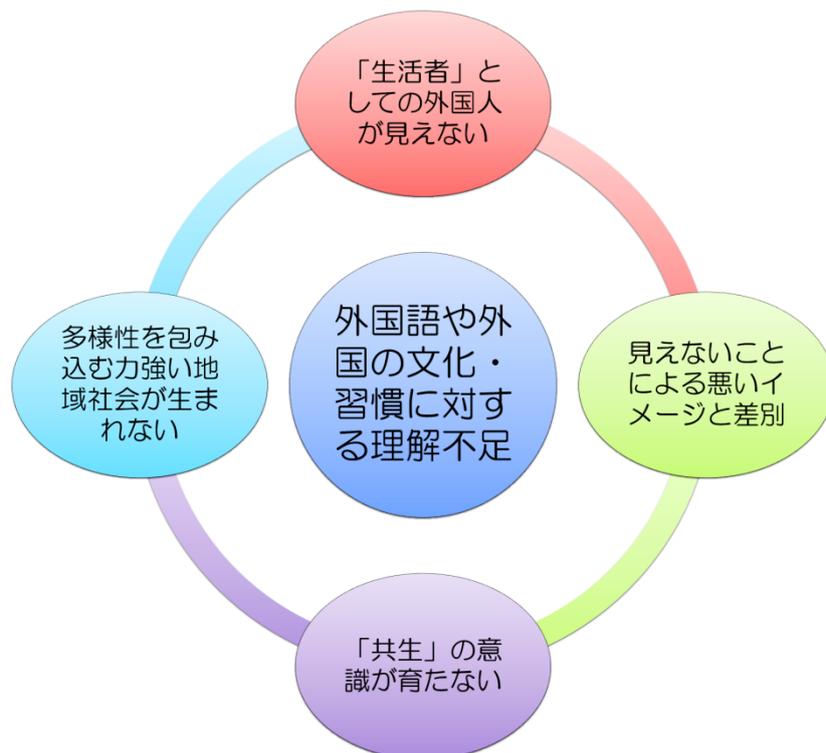
定住者資格や永住者資格を持つ外国人市民は、子を持つ世帯も多く、不安定就労を原因とした経済的な問題、また、日本の教育システム、授業カリキュラム、いじめなどに対して不安を抱えて、就学や進学を断念するケースがあり、そういった点からも、外国人市民にとって教育環境はとても大切です。

また、すべての外国人市民に該当することとして、日本では「あたりまえ」とされる、生活するうえでの大切な情報も、言葉や文化の違いから伝わっていないことがあります。たとえば、税金や社会保障、医療に関する情報や、問題が起きた

とき たいおう そうだんさき じょうほう ときょうせつ りようほうほう  
 時の対応や相談先の情報など、みじかなところでいえば、公共施設の利用方法な  
 どもあげられます。こういった公共施設は避難場所に指定されていることもおお  
 いので、特に、さいがいじ きんきゅうじ いのち かかわる ばめん たいせつ かだい  
 いので、特に、災害時や緊急時などの生命に関わる場面の大切な課題といえます。

にほんご にほん ぶんか しゅうかん たいす りかいふそく えいきょう がい  
 日本語や日本の文化・習慣に対する理解不足は、つきあいにも影響します。外  
 こくじん しみん どうこくじん かぎられて にほんじんしゃかい きより  
 国人市民のつきあいが、同国人などに限られていき、ますます日本人社会と距離を  
 おく こと になります。けっか として、かぎられた つきあいが さらに 距離を 生み 相互理解  
 かんけい きすく ません あいて  
 の関係は築けません。相手のことが「わからない」ということは、おそれ 不安と  
 きもち もち やすく しんらいかんけい  
 いう気持ちを持ちやすくなり、信頼関係がくれません。また、そのことが、にほん  
 じん しみん むり せつしよく さける げんいん  
 人市民との無理な接触を避ける原因にもなっています。

にほんじん しみん たいして おなじ がいこくご がいこく ぶんか しゅうかん たい  
 日本人市民に対しても同じことがいえます。「外国語や外国の文化・習慣に対  
 す りかいふそく せいかつしゃ がいこくじん しみん み  
 する理解不足」が、生活者としての外国人市民を見えなくしています。そのこと  
 が、がいこくじん しみん わるい いめーじ さべつ うまれる げんいん たがいに みとめあおうと  
 いう「共生する気持ち」の壁となっています。たぶん かきょうせい しゃかい すいしん  
 多文化共生の社会を推進してい  
 くことは、にほんじん しみん すみ やすい まちをつくることと同じです。また、



多様性を認める力強い地域社会をつくること、市の発展につながっていくこと  
になります。ですが、今は、まだまだ外国人市民と共に多文化共生社会をつくっ  
ていくという市民の気持ちが高いとはいえないことも課題のひとつです。

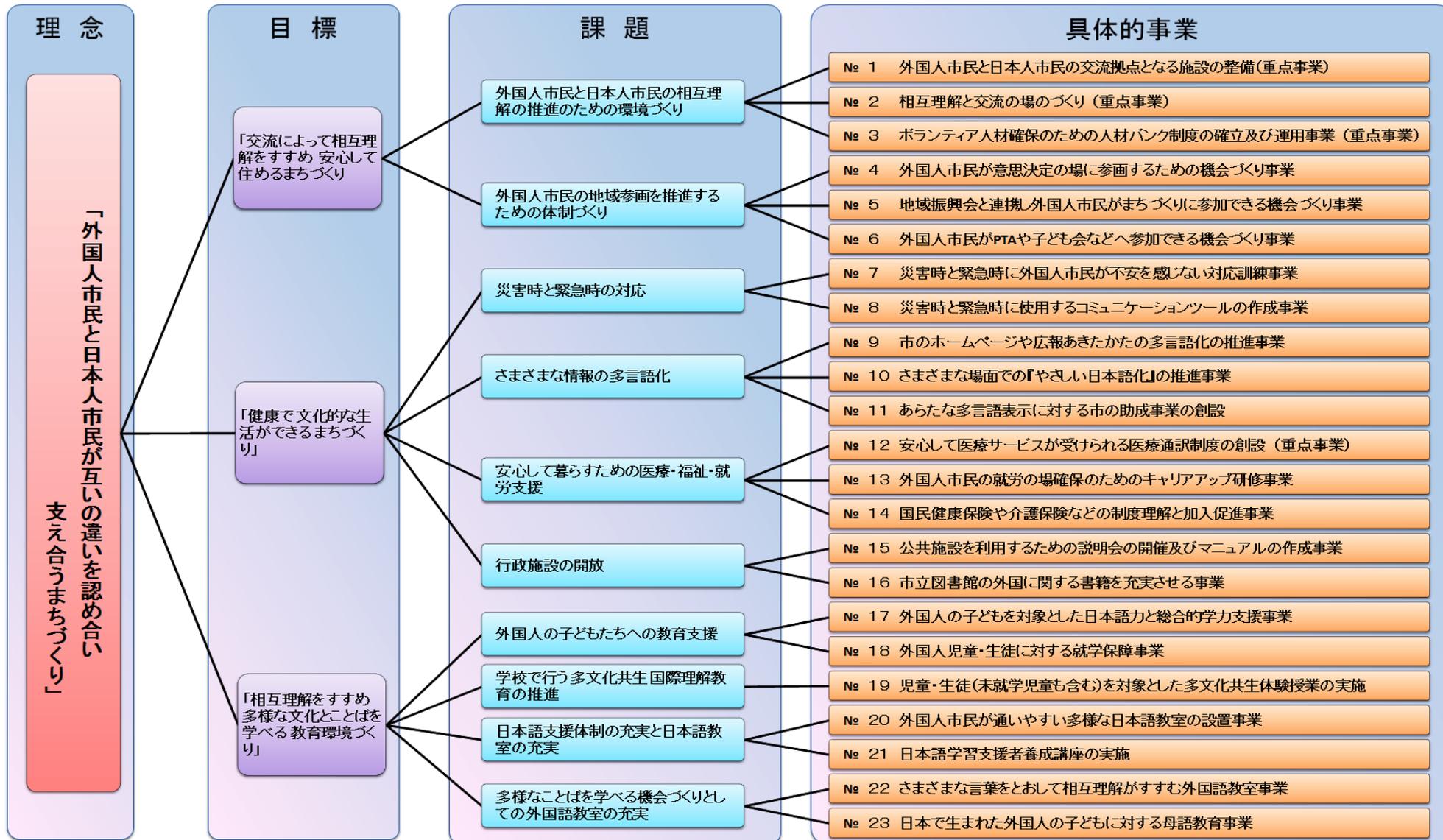
そのようなことから、本プランでは外国人市民が日本の社会に適合するように  
一方的な変化を求めるのではなく、多文化共生を実現させるために、外国人市民  
も日本人市民もたがいに理解して、たがいに歩み寄る必要性を述べています。

わたしたち日本人も日本人として大切にしている“もの”があります。それと同  
じように外国人市民にも大切にしている“もの”があると考えた時。おたがいに大  
切な“もの”を、どのようにして守り合い、認めあっていくか、という気持ちと行動  
で多文化共生を推進していくことが大切なポイントになります。



だい しょう  
第4章 安芸高田市多文化共生推進プランの内容及び具体的事業

1 プラン体系図



## 2 具体的な事業

<p>目標</p>	<p>「交流によって相互理解をすすめ 安心して住めるまちづくり」</p>					
<p>課題</p>	<p>「外国人市民と日本人市民の相互理解の推進のための環境づくり」</p>					
<p style="writing-mode: vertical-rl;">具体的な事業（べたごころづくり）</p>	<p>事業の内容と効果</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>
	<p>No.1 外国人市民と日本人市民の交流拠点となる施設の整備事業 (重点事業)</p> <p>外国人市民と日本人市民が気軽にとおとずれることができ、おたがいに必要としている生活の情報や交流の情報、文化の情報が得られる「双方向」の情報伝達が可能な施設を設置します。さまざまな事業がこの拠点から企画・運営されるような活用をおこない、多くの市民が事業に関わるなかで、多様性社会の実現をめざします。 また、困った時に外国人市民が気軽に相談できる場所としても活用し、関係する団体と連携をふかめながら相談事業を充実していきます。</p>	<p>新規 ⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>	<p>⇒</p>
	<p>取り組み主体 人権多文化共生推進室/NPO団体 /ボランティア団体/外国人市民</p>					
<p>No.2 相互理解と交流の場のづくり (重点事業)</p>	<p>外国人市民と日本人市民の文化交流の機会をつくっていきます。具体的には、食の交流や互いの文化を紹介するなどの事業を展開します。 機会づくりは外国人市民にとっての心の拠りどころになると同時に、さまざまな市民がさまざまな事業に関わり、たがいの「心の壁」を取り除くことを目的とします。</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>
<p>No.3 ボランティア人材確保のための人材バンク制度の確立及び運用事業 (重点事業)</p>	<p>ボランティアに対して意欲的な市民や多言語が理解できる人材、国際交流経験者など多様な人材を広く募集し人材バンクへ登録していきます。 また、ちょっとした生活相談から、語学の学習、専門資格を必要とするさまざまな事業に対応できる体制をつくりまします。 さらに、国や県、東北地域など、広域連携で人材のシェアができる体制づくりもめざしていきます。</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>
<p>取り組み主体 人権多文化共生推進室/NPO団体/ ボランティア団体/外国人市民</p>						



課題 <small>かだい</small>	<small>がいこくじんしみん ちいきさんかく すいしん たいせいづくり</small> 「外国人市民の地域参画を推進するための体制づくり」						
具体的事業（ぐたいてきぎょう）	No.4 <small>がいこくじんしみん いし</small> 外国人市民が意思 <small>けつてい ば さんかく</small> 決定の場に参画す <small>きかいづく</small> るための機会つく <small>り じぎょう</small> り事業	<small>じぎょう ないよう こうが</small> 事業の内容と効果  <small>まいのりてい しゃかいてきしょうすうは</small> マイノリティ（社会的少数派）である外国人市民を <small>せつきよくてき いしけつてい ば さんかく</small> 積極的に意思決定の場に参画できる体制づくりを <small>すすめて</small> 進めています。 <small>ぐたいてき</small> 具体的には、外国人市民の意見を必要とする場合に、 <small>かくいじん しんぎかいん</small> 各委員、審議会員などに参加できる体制をつくって <small>い</small> いきます。又は、 <small>また ちほうこうむいんにんようじょうけん</small> 地方公務員任用条件である国籍 <small>じょうこうかんわ せいどけんきゅう</small> 条項緩和の制度研究などをおこないます。 <small>じんしゆ こくせき みるぞく きべつ ゆるき ない</small> さらに、人種や国籍、民族などによる差別を許さない <small>けいはつ</small> 啓発をおこないます。	2013 (H25) 年度 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒
	<small>とりくみしゅたい</small> 取り組み主体						
	<small>じんけんたふん かきょうせいしんしつ かくかんけい</small> 人権多文化共生推進室／各関係課						
No.5 <small>ちいきしんこうかい れんけい</small> 地域振興会と連携 <small>がいこくじんしみん</small> し外国人市民がま <small>ちづくりに</small> ちづくりに参加で <small>きかいづく</small> ける機会づくり事 <small>ぎょう</small> 業 <small>じゅうてんじぎょう</small> （重点事業）	<small>ちいきしんこうかい ちゆうしん ちえんそしき じしゅぼうさいそ</small> 地域振興会を中心とした地縁組織や、自主防災組 <small>しき しょうぼうだん</small> 織・消防団などに外国人市民が積極的に参加でき <small>たいせいづく</small> る体制づくりをおこないます。 <small>ぐたいてき</small> 具体的には、地域の祭り、自主防災訓練などに外国人 <small>しみん さんかく よびかけ</small> 市民が参加できる呼びかけをおこない、日常的な <small>こうりゆう</small> 交流をすすめるなかから、外国人市民と日本人市民 <small>とも</small> が共にまちづくりをすすめる気運を高めていきま します。	2013 (H25) 年度 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒	
<small>とりくみしゅたい</small> 取り組み主体							
<small>ちいきしんこうかい じんけんたふん かきょうせいしんしつ</small> 地域振興会／人権多文化共生推進室 <small>ききょうかんとりしつ しんぶん</small> ／危機管理室／まちづくり支援課／ <small>ししょ じんけんかいかん</small> 支所／人権会館／NPO団体／ポランテ <small>い あだんたい</small> イア団体							
No.6 <small>がいこくじんしみん</small> 外国人市民がPT <small>こどもかい</small> Aや子ども会など <small>さんかく きかい</small> へ参加できる機会 <small>づくり じぎょう</small> づくり事業	<small>がいこくじんしみん かつどう こどもかいかつどう さんかく</small> 外国人市民がPTA活動や子ども会活動に参加しや <small>たいせい</small> すい体制をつくり、活動の幅を広げていきます。 <small>ほごしゅどうし たがい りかい</small> また、保護者同士にとっても互いを理解する場にも <small>ぼくづく</small> なるよう場づくりとしても活用していきます。	2013 (H25) 年度 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒	
<small>とりくみしゅたい</small> 取り組み主体							
<small>PTA こどもかい じんけんたふん かきょうせいしんしつ</small> PTA／子ども会／人権多文化共生推 <small>しんしつ しょうがいがくしゅうか</small> 進室／生涯学習課							



<p>ちくひょう 目標</p>	<p>「健康で文化的な生活ができるまちづくり」</p>						
<p>かだい 課題</p>	<p>「災害時と緊急時の対応」</p>						
<p>具体的事業（ぐたいてきじぎょう）</p>	<p>No.7 災害時と緊急時に外国人市民が不安を感じない対応訓練事業</p>	<p>事業の内容と効果</p> <p>外国人市民が安心して暮らせるように、災害時と緊急時の対応訓練をおこないます。</p> <p>日本人市民の間では「あたりまえ」とされていることが外国人市民には伝わっていないので、緊急の場合の電話のかけ方、AEDの使い方、火事の場合の対処の仕方などの訓練します。</p> <p>また、避難所を設置した場合に起こる外国人市民と日本人市民の「文化の摩擦」を緩和するために、シミュレーションをおこない、互いが助け合い、安全を守る体制づくりをおこないます。</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>
	<p>No.8 災害時と緊急時に使用するコミュニケーションツールの作成事業</p>	<p>災害時と緊急時におけることばの問題を解消するために、通報時や搬送時におけるコミュニケーションツールを作成していきます。</p> <p>現在でも、市で発行している「生活ガイドブック」や消防本部で使用されているシステムは一定の効果を上げつつも、より使いやすいものにしていくために、改善点などを協議し、新たなシステムやツールの開発や作成をおこないます。</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>



課題	「さまざまな情報の多言語化」						
具体的事業（ぐわいてきじぎょう）	No.9 市のホームページや広報あきたかたの多言語化の推進事業	事業の内容と効果  外国人市民に市の情報が日本人市民と同じように伝わるように、市のホームページや広報の多言語化をめざします。 これにより、適切な行政情報が外国人市民にいきわたることを目標とし、あわせて安芸高田市をより理解してもらうことで、市に愛着を感じてもらうことを目的とします。	2013 (H25) 年度 新規 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒
	No.10 さまざまな場面の『やさしい日本語』の推進事業	外国語を話せない日本人市民と日本語を話せない外国人市民の双方のコミュニケーションを成立させるために、さまざまな場面で『やさしい日本語 <sup>8</sup> 』を推奨していきます。 具体的には、公的機関や医療機関などで『やさしい日本語』に関する啓発や研修をおこないます。	2013 (H25) 年度 新規 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒
	No.11 あらたな多言語表示に対する市の助成事業の創設	外国人市民が安芸高田市で暮らしやすくなるよう、看板や表示などの多言語化を推進していきます。 具体的には、市があらたに創設する助成事業を活用し、多言語表示にかかる費用を助成していきます。	2013 (H25) 年度 新規 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒

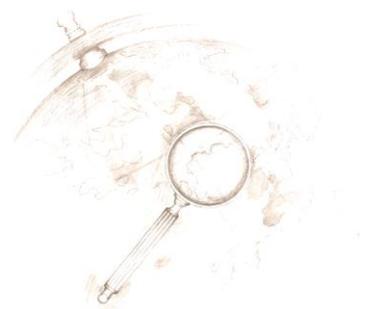
<sup>8</sup> 災害時、外国人市民にどうやって情報を伝えるかという目的で開発された、わかりにくい日本語をわかりやすい表現に変えたもの。例)「今朝」⇒「今日朝」「危険」⇒「危ない」「確認する」⇒「よく見る」「炊き出し」⇒「あたたかい食べ物を作って配る」など。  
 やさしい日本語は、高齢者や若年者にもわかりやすい表現とされ、さまざま場面に応用されています。



課題 <small>かだい</small>	<small>あんしん くらす いりょう ふくし しゅうろうしえん</small> 「安心に暮らすための 医療・福祉・就労支援」						
具体的事業（ぐんたいてきぎぎょう）	No.12 <small>あんしん いりょうさ</small> 安心して医療サ <small>ーびす</small> ービスが受けられ <small>る</small> る医療通訳制度 <small>の</small> の創設 <small>（</small> （重点事業） <small>）</small>	<small>じぎょう ないよう こうが</small> 事業の内容と効果  <small>がいこくじんしみん いりょうさーびす</small> 外国人市民が医療サービスを受けるときに、通訳が <small>つきそい いりょうさーびす 提供側</small> 付き添い、医療サービス提供側と外国人市民の <small>はしわたし</small> 橋渡しをおこなっていきます。 <small>また、いりょうつうやく せんもんようご おおく いってい すきる</small> また、医療通訳は専門用語が多く、一定のスキルを <small>ひつよう いりょうつうやく じんざい いくせい</small> 必要とするので、医療通訳をおこなう人材を育成し ます。 <small>さらに、いりょうげんば たぶんかきょうせい かんがえかた けいはつ</small> さらに、医療現場に多文化共生の考え方を啓発して <small>いき、がいこくじんしみん あんしん</small> いき、外国人市民にとって安心できるまちづくりを めざします。	2013 (H25) 年度 新規 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒
	<small>とりぐみしゅたい</small> 取り組み主体						
	No.13 <small>がいこくじんしみん しゅう</small> 外国人市民の就 <small>ろう</small> 場の場確保のため <small>の</small> のキャリアアップ <small>の</small> の研修事業	<small>けいき こうたい じょうきょう</small> 景気が後退している状況のなか、不安定就労であ <small>る</small> る外国人市民が職を失った時に、再チャレンジでき <small>る</small> る仕組みづくりをおこないます。 <small>ぐんたいてき きぎょうまな ーこうさ へる ばーしかく しゅうとく</small> 具体的には、企業マナー講座やヘルパー資格の取得 <small>こうさ しゅうしよく ゆうり しかくしゅうとくこうさ</small> 講座、就職に有利な資格取得講座などをおこない ます。 <small>また、きぎょう めざす がいこくじんしみん</small> また、起業を目指す外国人市民についてもフォロー <small>できる</small> できる体制をつくり、外国人市民にとって魅力ある まちをめざします。	2013 (H25) 年度 新規 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒
	<small>とりぐみしゅたい</small> 取り組み主体						
No.14 <small>こくみんけんこう ほけん、かい</small> 国民健康保険や介 <small>ご ほけん せいど</small> 護保険などの制度 <small>り</small> 理解と加入促進 <small>の</small> の事業	<small>がいこくじんしみん</small> 外国人市民にとってむずかしい、日本の年金や医 <small>りょう</small> 療・福祉のしくみについて母語で伝え、加入もれが <small>ない</small> ないように取り組んでいきます。	2013 (H25) 年度 継続 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒	
<small>とりぐみしゅたい</small> 取り組み主体							
<small>じんけん たぶんか きょうせい すいしんしつ</small> 人権多文化共生推進室／医療機関／ <small>の</small> NPO団体／ボランティア団体／外国人 <small>の</small> 市民 <small>じんけん たぶんか きょうせい すいしんしつ</small> 人権多文化共生推進室／NPO団体／ <small>の</small> ボランティア団体 <small>こうらいいしゅふくしき そうごうまどぐちか</small> ／高齢者福祉課／総合窓口課							



課題 <small>かだい</small> <small>ぎょうせいしせつ かいほう</small> 「行政施設の開放」							
		<small>じぎょう ないよう こうが</small> 事業の内容と効果	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
具体的事業（ぐたごうぎざい） <small>（ウ）</small>	No.15 <small>こうきょうしせつ りよう</small> 公共施設を利用 <small>せつめいかい</small> するための説明会 <small>かいさいおよびまにゅ</small> の開催及びマニユ <small>ある さくせいじぎょう</small> アル作成事業	<small>がいこくじんしみん しんない ぶんか すぽーつしせつ</small> 外国人市民が市内の文化・スポーツ施設などを有効 <small>かつよう</small> に活用できるよう、施設の使用に関する情報の説明 <small>まにゅ ある さくせい りよう そくしん</small> やマニュアルを作成し、利用を促進していきます。 <small>しみんだんたい れんけい ぶんか すぽーつ</small> また、市民団体と連携をしながら文化やスポーツに <small>かんする こうりゅうじぎょう けんとう</small> 関する交流事業についても検討していきます。	継続 ⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
			<small>とりぐみしゅたい</small> 取り組み主体 <small>じんけん たぶんか きょうせいしんしつ しやうがいがくしゅう</small> 人権多文化共生推進室／生涯学習 <small>かぶんか すぽーつしんこうしつ くにこくこうりゅう</small> 課／文化スポーツ振興室／国際交流 <small>きやうかい だんだい ほらんてい あだんだい</small> 協会／NPO団体／ボランティア団体				
No.16 <small>しりつとしかん がいこく</small> 市立図書館の外国 <small>かんする しょせき</small> に関する書籍を <small>じゅうじつ じぎょう</small> 充実させる事業	<small>がいこく ぶんか ふれ りかい ぶかめる</small> 外国の文化に触れ、より理解を深めるために、外国に <small>かんする しょせき じゅうじつ</small> 関する書籍の充実をめざします。 <small>がいこくじんしみん</small> 外国人市民にとっては、母国の文化に触れることが <small>にほんじんしみん</small> でき、日本人市民にとっては、海外の文化に触れるこ <small>かんきょう</small> とができる環境をめざします。	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	
		<small>とりぐみしゅたい</small> 取り組み主体 <small>じんけん たぶんか きょうせいしんしつ ぶんか すぽー</small> 人権多文化共生推進室／文化スポ <small>ーつしんこうしつ</small> ツ振興室					



<p>目標</p>	<p>「相互理解をすすめる多様な文化とことばを学べる 教育環境づくり」</p>						
<p>課題</p>	<p>「外国人の子どもたちへの教育支援」</p>						
<p>具体的事業（ぐんたいてきぎぎょう）</p>	<p>No.17 外国人の子どもを対象とした日本語力と総合学力支援事業</p>	<p>事業の内容と効果</p> <p>外国人の児童・生徒は、日本語を学ぶ家庭 教育環境がととのっておらず、日本人の子どもと比較して日本語力に不安があります。また、日本語力の不安は、総合的な学力に影響していきます。</p> <p>外国人市民の児童・生徒の日本語力アップのために、現在、学校で運営されている日本語指導教室の充実につとめます。また、保護者と相談しながら、ボランティアが主催する日本語教室と連携し、他の教科についても支援体制をつくっていきます。</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>
	<p>No.18 外国人の児童・生徒に対する就学保障事業</p>	<p>外国人の児童・生徒は、経済的な面や日本語力の面で就学や進学を断念するケースがあります。</p> <p>そのために、経済的な面では既存の奨学金制度について情報を発信しながら制度を活用し、新たな支援制度についても検討していきます。</p> <p>また、学力の面で不安が残る場合には、外国人児童・生徒の個性や能力を活かせる進路指導をおこない、保護者にも理解を得ていくよう、支援体制をつくっていきます。</p> <p>その他にも、急激な環境の変化により精神的な不安のある児童・生徒に対する心のケアについても相談体制を充実していきます。</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>
	<p>No.19 児童・生徒（未就学児童も含む）を対象とした多文化共生体験授業の実施</p>	<p>多文化共生社会をめざすために、幼いころより異文化に対し理解を得る体験授業をおこなっていきます。また、その授業が保護者や教育現場に対し、多文化共生について理解を得られるような工夫して取り組みます。</p>	<p>2013 (H25) 年度</p>	<p>2014 (H26) 年度</p>	<p>2015 (H27) 年度</p>	<p>2016 (H28) 年度</p>	<p>2017 (H29) 年度</p>
	<p>新規 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒</p> <p>取り組み主体</p> <p>人権多文化共生推進室/学校 教育推進室 / 子育て支援課/NPO団体/ボランティア団体</p>		<p>継続 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒</p> <p>取り組み主体</p> <p>人権多文化共生推進室/学校 教育推進室 / 子育て支援課/NPO団体/ボランティア団体</p>		<p>新規 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒</p> <p>取り組み主体</p> <p>人権多文化共生推進室/学校 教育推進室 / 子育て支援課/保育所/幼稚園 / 小中学校 / NPO団体/ボランティア団体</p>		

課題 <small>かだい</small>	<small>にほんご しえんたいせい</small> <small>じゅうじつ</small> <small>にほんご きょうしつ</small> <small>じゅうじつ</small> 「日本語支援体制の充実と日本語教室の充実」					
具体的事業（ぐたいてきじぎょう）	<small>じぎょう</small> <small>ないよう</small> <small>こうが</small> 事業の内容と効果	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度
	No.20 <small>がいこくじんしみん</small> <small>が</small> <small>かよい</small> 外国人市民が通い <small>やすいたよう</small> <small>にほん</small> やすい多様な日本 <small>ごきょうしつ</small> <small>せつち</small> <small>し</small> 語教室の設置事 <small>ぎょう</small> 業	<small>じぎょう</small> <small>ないよう</small> <small>こうが</small> 事業の内容と効果  <small>がいこくじんしみん</small> <small>にほんご</small> <small>まな</small> <small>べる</small> <small>きかい</small> 外国人市民が日本語を学ぶ機会をおおつくるた <small>じかんだい</small> <small>がくしゅうないよう</small> <small>たしゆたよう</small> <small>にほんごきょうしつ</small> め、時間帯や学習内容など多種多様な日本語教室 <small>せつち</small> を設置していきます。また、日本語教室は単に語学 <small>まなぶ</small> <small>ば</small> <small>せいかつそつだん</small> <small>にほんじんしみん</small> <small>こうりゆう</small> を学ぶ場ではなく、生活相談や日本人市民との交流 <small>ば</small> の場にもなるため、多文化共生を推進していくため <small>あいらつとほーむ</small> <sup>9</sup> のプラットフォーム <sup>9</sup> として活用していきます。 そのために、NPO やボランティア団体と連携して <small>じんけんたぶんかきょうせい</small> <small>すいしんしつ</small> <small>だんたい</small> <small>いん</small> 人権多文化共生推進室/NPO団体/ <small>ほらんてい</small> <small>あだんたい</small> ボランティア団体	継続 ⇒	⇒	⇒	⇒
No.21 <small>にほんごがくしゅうしえん</small> 日本語学習支援 <small>しゅうせいこうざ</small> <small>じっし</small> 者養成講座の実施	<small>げんざい</small> <small>あきたかたし</small> <small>にほんごがくしゅうしえんしや</small> <small>かず</small> 現在の安芸高田市の日本語学習支援者の数はそれ <small>おおく</small> ほど多くありません。日本語教室が日常的に <small>がいこくじんしみん</small> <small>しえん</small> <small>こうりゆう</small> <small>もてる</small> <small>あいらつとほーむ</small> 外国人市民を支援し、交流が持てるプラットフォーム <small>かつよう</small> として活用していくには、日本語支援者の人材育成 <small>ひつよう</small> が必要となっていきます。 <small>ぐたいてき</small> <small>にほんじんしみん</small> <small>たいしやう</small> <small>ねんすうかい</small> <small>ようせいこうざ</small> 具体的には、日本人市民を対象に年数回の養成講座 <small>かいさい</small> を開催します。	2013 (H25) 年度 継続 ⇒	2014 (H26) 年度 ⇒	2015 (H27) 年度 ⇒	2016 (H28) 年度 ⇒	2017 (H29) 年度 ⇒

<sup>9</sup> もともとは、鉄道駅に設けられた乗降場所としての「ホーム」という意味。ここでは、さまざまな人材が集まり、行きかう、場所や空間という意味で用いています。



課題 <small>かだい</small>	<small>た よう まな べ る き かい つ くり がいこくごきょうしつ じゅうしつ</small> 「多様なことばを学べる機会づくりとしての外国語教室の充実」						
具体的事業（ぐたいてきじぎょう）	<small>じぎょう ないよう こうが</small> 事業の内容と効果	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	
	No.22 <small>さまざまなことば</small> さまざまなことば <small>そうちり</small> をとおして相互理 <small>かい</small> 解がすすむ外国語 <small>きょうしつ じぎょう</small> 教室事業	<small>かいがい きんむ けんしゅう かいがいりょこう</small> 海外勤務や研修、海外旅行などが <small>ふ え かいがい</small> 増加していきっており、国際化の <small>な がれ</small> 流れは強くなっています。また、 <small>がいこくじんしゅみん にほんご</small> 外国人市民に日本語を一 <small>いつほうてき おしえる</small> 方的に教えるのではなく、 <small>たがい ことば まなび あらうかんきょう</small> 互いの言葉を学び合う環 <small>じょう</small> 境づくりが信頼関係づくりに <small>ひつよう</small> にとって必要なことといえ <small>ぐたいてき</small> ます。具体的には、英語やポ <small>るตุガル語、中国語</small> などの教室などを開講し <small>ま</small> します。	継続 ⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	<small>とりぐみしゅたい</small> 取り組み主体		<small>じんけんたふんかきょうせいすいしんしつ だんたい</small> 人権多文化共生推進室／NPO <small>ほらんてい あだんたい</small> 団体／ボランティア団体				
No.23 <small>にほん うまれたがい</small> 日本で生まれた外国人の子 <small>こども たい</small> どもに対する母語教育事 <small>ぎょう</small> 業	<small>にほん うまれた がいこくじんしゅみん こ</small> 日本で生まれた外国人市民の子は、 <small>ほご かんして</small> 母語に関しては、「話す」「 <small>はなす</small> 聞く」はできても、「書く」「 <small>かく</small> 読む」ができない子どもたち <small>が おおく、</small> 母国に帰国した場合に大 <small>たいいんふじゆう</small> 変不自由をするため、教育 <small>きょういく きかい</small> の機会をつくる必要があります。 <small>また、</small> 母国のことばや文化につ <small>りかい ふかめる</small> いて理解を深めると、自 <small>みづから あいでんてい</small> らのアイデンティティ <sup>10</sup> を <small>かくりつ</small> 確立するとともに、母国の <small>ほごく ぶんか にほん</small> 文化を日本に伝える架け橋 <small>つたえる かけはし</small> となるような母語教育事 <small>ほごきょういくじぎょう</small> 業を展開していきます。	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	
<small>継続</small> ⇒		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
<small>とりぐみしゅたい</small> 取り組み主体		<small>じんけんたふんかきょうせいすいしんしつ だんたい</small> 人権多文化共生推進室／NPO <small>ほらんてい あだんたい</small> 団体／ボランティア団体					

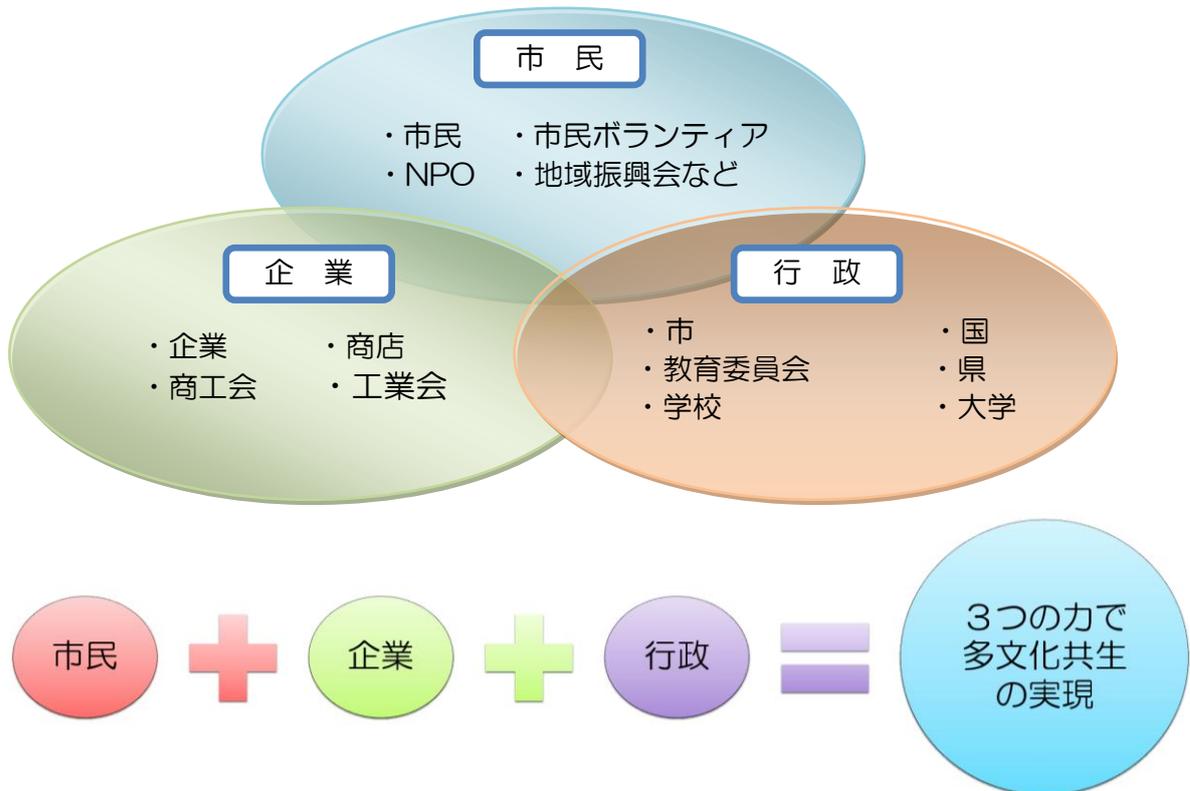
10 じぶん なにももの 自分が何者であるか、じぶん じんせい もくてき 自分の人生の目的、じぶん さんざい いぎ 自分の存在意義など自分自身をじぶんじしん きさえて 支えている自己意識のこと。



### 3 すいしんたいせい 推進体制

#### (1) きほん すいしんたいせい 基本の推進体制

たぶんかきょうせい、これまでのぎょうせいしすてむだけたいおうかだい  
 多文化共生は、これまでの行政システムだけで対応できる課題とはいえま  
 せん。こくせき、みんぞく、じんしゅ、ざいりゅうしかくなどによつてとくしょく  
 国籍・民族・人種・在留資格などによって特色があり、課題は生活全般  
 など、いろいろなぶんやかんけいに関係しています。よつて、しみん、きぎょう、ぎょうせい  
 市民・企業・行政といっ  
 たそれぞれのぶんやこうどうひとたちが、まずはそれぞれのやくわり  
 たそれぞれの分野で行動する人たちが、まずはそれぞれの役割やできることを  
 かんがえ、こうどううつすことからはじめなくてはなりません。そのためには、たぶんか  
 共生に関する課題や、よりよくするほうほうなどについてきょうゆう  
 共有をはかることが  
 たいせつ  
 大切です。また、それぞれのとりくみむすびつけて、おおきなちからにしていくくふう  
 工夫



ひつよう  
も必要です。

#### (a) あきたかたし やくわり 安芸高田市の役割

し、がいこくじんしみん、にほんじんしみん  
 市は、外国人市民や日本人市民にたいして、こそだて、きょういく、じゅうたく、すいどう  
 子育て・教育・住宅・水道・

防災・福祉など、より身近な住民サービスを提供<sup>ていきょうする</sup>する基礎自治体です。そのサービスには、外国人市民と日本人市民との間に差<sup>あいだ</sup>があってははいけません。むしろ、外国人市民にたいしてサービスを充実<sup>じゅうじつ</sup>させることが、日本人市民にとってもサービスが向上<sup>こうじょう</sup>し、安心して暮らせる<sup>くらせる</sup>まちに繋がります<sup>つながりま</sup>す。また、サービスを充実<sup>じゅうじつ</sup>する一方で、税金などの負担義務<sup>ふたんぎむ</sup>に対しても制度理解<sup>せいどりかい</sup>を求め<sup>もとめ</sup>、納付の履行<sup>のうぷりこう</sup>を求めていかなければなりません<sup>もとめて</sup>。

しかしながら、日本人市民と同じようにならない事情<sup>じじょう</sup>があることも一方で理解<sup>りかい</sup>をしていく必要があります<sup>ひつよう</sup>。それは、外国人市民に対して厳しい視線<sup>がいこくじんしみん</sup>や差別的な態度<sup>たいし</sup>をとる、まわりの環境<sup>かんきょう</sup>があることや、制度や法律が外国人市民を想定<sup>さへつてい</sup>した設計<sup>せつけい</sup>になっていないことが挙げられます<sup>あげられま</sup>す。市は、そういった状況<sup>じょうきょう</sup>を把握<sup>はあく</sup>しながら、啓発<sup>けいはつ</sup>の推進<sup>すいしん</sup>と多文化共生<sup>たぶんかきょうせい</sup>施策<sup>しやく</sup>を充実<sup>じゅうじつ</sup>していく必要があります<sup>ひつよう</sup>。

また、外国人市民と日本人市民が気軽に交流<sup>こうりゅう</sup>できる施設<sup>しせつ</sup>として「多文化共生センター（仮称）」を設置<sup>せっち</sup>し、施設の有効活用<sup>ゆうこうかつよう</sup>をはかることで市が推進<sup>すいしん</sup>する多文化共生事業<sup>たぶんかきょうせいじぎょう</sup>の充実<sup>じゅうじつ</sup>をはかります。

## (b) 教育委員会の役割<sup>きょういくいいんかい やくわり</sup>

子どもの教育<sup>きょういく</sup>は、定住<sup>ていじゅう</sup>する外国人市民にとって大きな課題<sup>おおきなかだい</sup>です。そのため教育委員会<sup>きょういくいいんかい</sup>は、公立小中学校<sup>こうりつしょうちゅうがっこう</sup>への入学<sup>にゅうがく</sup>を希望<sup>きぼう</sup>する義務教育<sup>ぎむきょういく</sup>年齢<sup>ねんれい</sup>の外国人児童<sup>こくじんじどう</sup>・生徒<sup>せいと</sup>が教育<sup>きょういく</sup>を受けられる機会<sup>うけられるきかい</sup>を保障<sup>ほしょう</sup>し、不<sup>ふ</sup>就学<sup>じゅうがく</sup>児童<sup>じどう</sup>生徒<sup>せいと</sup>の実態<sup>じったい</sup>把握<sup>はあく</sup>と解消<sup>かいしょう</sup>に向けた取り組み<sup>むけたとりくみ</sup>をおこなっていく必要があります<sup>ひつよう</sup>。また一方で、安芸高田市<sup>あきたかたし</sup>が多文化共生<sup>たぶんかきょうせい</sup>を取り組んでいる特徴<sup>とくちょう</sup>をいかし、多文化共生<sup>たぶんかきょうせい</sup>や国際理解<sup>こくさいりかい</sup>に向けた教育<sup>きょういく</sup>内容を充実<sup>じゅうじつ</sup>させ、子どもたち<sup>こども</sup>に多文化共生<sup>たぶんかきょうせい</sup>・国際理<sup>こくさいり</sup>解<sup>かい</sup>の大切<sup>たいせつ</sup>さを伝えて<sup>つたえて</sup>いく取り組み<sup>とりくみ</sup>を推進<sup>すいしん</sup>していきます。

(c) 公立小中学校の役割

公立小中学校においては、外国人の児童生徒が学習と生活に必要な日本語能力を習得することができ、進学等に必要な学力を養うことができるように NPO や市民ボランティアとも連携し対応していく必要があります。

また、日本人の児童生徒や保護者にたいして、国際理解や多文化共生が推進されるような啓発を、市や NPO や市民ボランティアと連携しておこなっていきます。

(d) 市民と地域振興会の役割

安芸高田市には地域振興会や地縁組織があります。地域振興会や地縁組織は一番小さな共同生活の単位として、平時はもちろん非常時には大きな役割を担うこととなり、外国人市民にとっても身近に関わる場所です。ただし、外国では地域振興会といった地縁組織の文化を持たない国もあります。まずは、地域振興会の情報を外国人市民に伝えることが大切です。また、地域振興会は外国人市民が加入しやすいとはいえない団体です。ですから、今後、外国人市民が地域振興会に加入して普通の日本人市民と同じように力を発揮するためには、少し時間がかかります。おそらく文化の違いによる衝突もないとはいえません。ですが、外国人市民を受け入れて、ともに地域をつくることは日本人市民の生活を豊かにすることでもあります。その雰囲気をつくるためには、まず、外国人市民と日本人市民が互いに地域のことを考えることが大切です。そして、ひとりひとりの気持ちを少しだけ変え、おたがいに歩み寄る姿勢が地域振興会などに求められています。



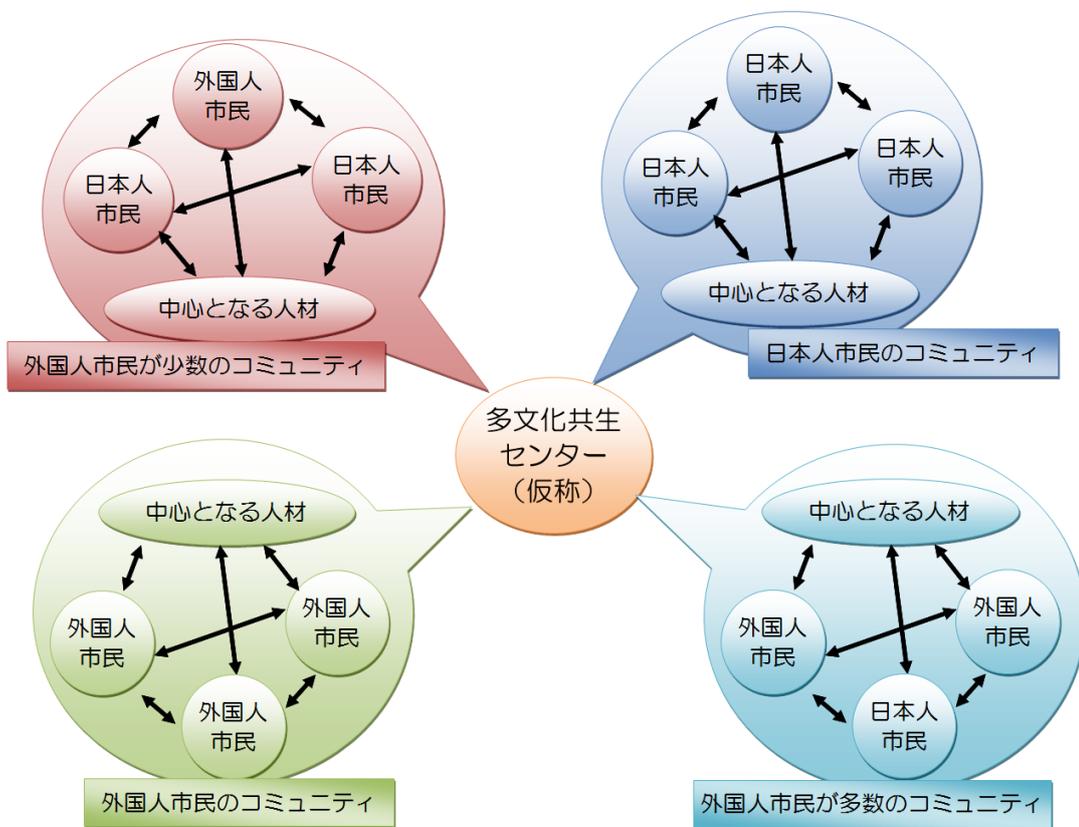
(e) 多文化共生推進センター（仮称）とNPOや市民ボランティア団体の役割

多文化共生を推進するためには、NPOやボランティア団体、地域振興会、市議会など主体的な市民活動が大切です。全国的にも、NPOやボランティア団体といった市民活動の横断的な連携が多文化共生の力になっているケースが多いとされています。現在の安芸高田市では、多文化共生に関してNPOやボランティア団体の活動が活発におこなわれているとはいえませんが、今後はこういった活動を中心に多文化共生を推進していく必要があります。そのためには多文化共生推進センター（仮称）といった拠点の役割が大切になってきます。

多文化共生推進センター（仮称）では、日本語教室の開催、外国人の子ども就学・就労支援や異文化交流の場の提供など、地域と密着した幅広い取り組みを実践的にこなしていきます。また、NPOやボランティア団体を中心とした横断的な市民活動は、行政や企業と連携を深め、地域の多文化共生と国際化を推進していきます。

こうした活動を通じて、地域の多文化共生と国際化に取り組んでいる人材の発掘や育成を図り、人と人が繋がるネットワークを構築しながら、さまざまな組織が協働して地域課題、外国人市民の課題を解決するよう取り組みをおこないます。





《多文化共生推進センター（仮称）の人材ネットワークのイメージ》

(f) 企業・商工会の役割

本市の経済を支えるために、外国人就労者は貴重な人材であり、雇用企業は直接・間接を問わず、外国人就労者の人権を尊重し労働法令の遵守はもちろん、日本で生活するためのことばを学ぶ機会づくりや、生活相談などの支援をおこなうことが求められます。特に、研修生や技能実習生は、企業の管理の下で研修生活をおこなっているため、さまざまな配慮をおこなわなければなりません。事実、市内の研修生を受け入れている企業の中には、快適な研修環境のつくるために、生活相談や語学研修、地域との交流事業などの取り組みをおこなっている企業もあります。しかし一方で、市民や行政との連携が不足している面もあります。今後は、市民や行政と

れんけい たぶんかきょうせい してん がいこくじんしゅうろうしゃ しえんたいせい  
連携しながら多文化共生の視点から外国人就労者の支援体制をともにつ

くっていく<sup>ひつよう</sup>必要があります。

しょうこうかい しない しょうこうぎょう はってん ちいき  
商工会は、市内における商工業とまちづくりの発展をはかり、地域の

たぶんかきょうせい じつげん りかい せっきよくてき さんか のぞまれます がい  
多文化共生の実現のための理解と、積極的な参加が望まれます。また、外

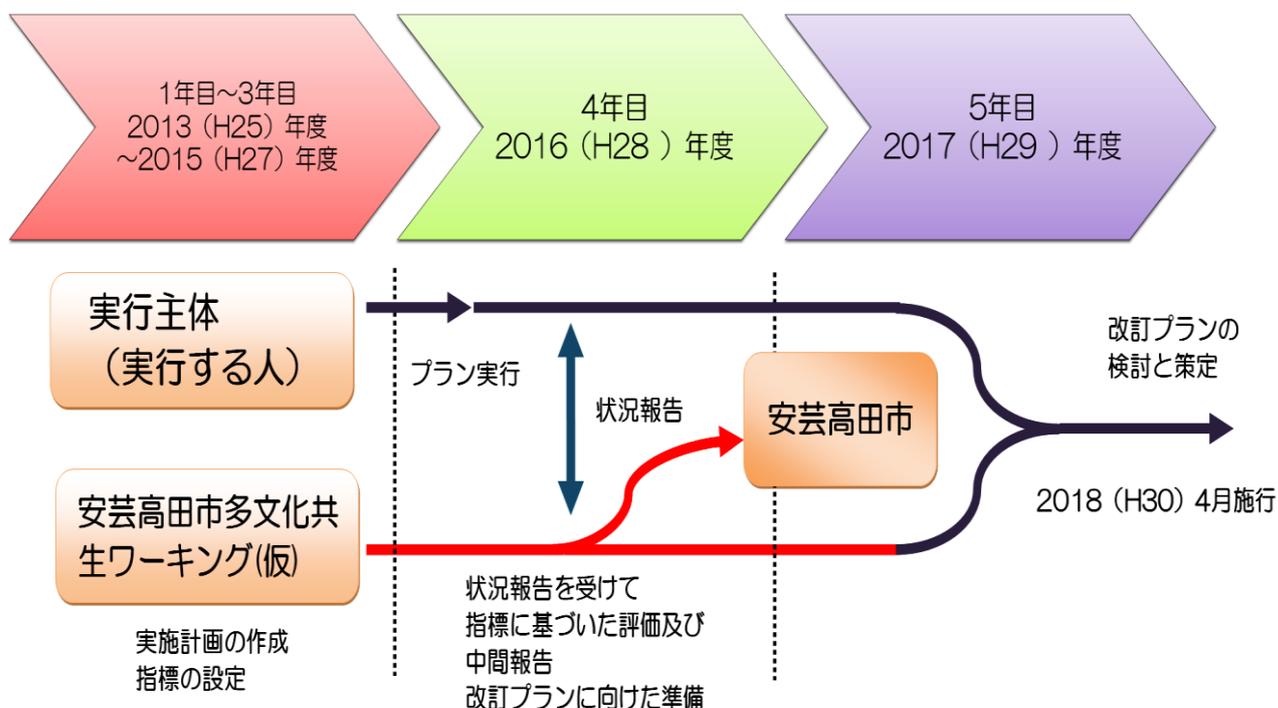
こくじんきぎょうか しょうこうかい さんか さんか たいせい  
国人起業家が商工会に参加でき、ともにまちづくりに参加できる体制をつ

くっていく<sup>ひつよう</sup>必要があります。



(2) 市内組織の推進体制

プラン策定後は、社会情勢と地域の実情、外国人市民の要望にあわせた事業の推進状況を評価していきます。多文化共生ワーキング（仮称）を設立し、プランに基づいた実施計画を定めるとともに、目標となる指標を設定します。また、多文化共生ワーキング（仮称）は、事業実施主体と連携し、緊密な情報交換をおこない、事業の微調整や目標の再設定、改訂プラン策定に向けた取り組みをおこないます。



たぶんかきょうせいすいしんきょうぎかいいいんめいぼ  
多文化共生推進協議会委員名簿

やくしょく 役職	なまえ <sup>けいしやうりやく</sup> (敬称略)	
かいちょう 会長	きはら はると 木原 張登	あきたかたしこくさいこうりゆうきょうかい ふくかいちょう 安芸高田市国際交流協会 副会長
ふくかいちょう 副会長	うえおか まり めり 上岡 真理 メリ	あきたかたしたぶんかきょうせいぞうだんいん 安芸高田市多文化共生相談員
いいん 委員	おおした のりこ 大下 典子	あきたかたしきょういくいいんかい がっこうきょういくすいしんしつ しつちょう 安芸高田市教育委員会 学校教育推進室 室長
いいん 委員	かみづる ひさひこ 上水流 久彦	けんりつひろしまだいがく ちいきれんけいせんたー こうし 県立広島大学 地域連携センター 講師
いいん 委員	くにひろ いつこ 國廣 逸子	ほらんてい あだんたい さろん だいひょう ボランティア団体 にほんごサロン 代表
いいん 委員	さかもと もりお 坂本 守夫	あきたかたしこうぎょうかい だいひょうかんじ 安芸高田市工業会 代表幹事
いいん 委員	しもだ たえこ 下田 妙子	よしたそうごうびょういん ちいきりょうれんけいしつ しつちょう JA吉田総合病院 地域医療連携室 室長
いいん 委員	たけもと たかふみ 竹本 隆文	あきたかたししょうこうかい じむきょくちょう 安芸高田市商工会 事務局 長
いいん 委員	たましげ じゅらるでいーん もんてるげ タマシゲ ジェラルティーン モンテルゲ	がいこくじんしみん 外国人市民
いいん 委員	だにえら て かすとろ きせらろ タニエラ テカストロ キセラロ	がいこくじんしみん 外国人市民
いいん 委員	にしい かつこ 西井 勝子	ほらんてい あだんたい よしたにほんごきょうしつ じむきょくちょう ボランティア団体 吉田日本語教室 事務局 長
いいん 委員	はせがわ たかゆき 長谷川 隆行	くりーんかるちゃー だいひょうとりしまりやく (有)クリーンカルチャー 代表取締役
いいん 委員	まつの ひろし 松野 博志	あきたかたし きょういくいいんかい しょうがいがくしゅうか かちょう 安芸高田市教育委員会 生涯学習課 課長
いいん 委員	めいき かずよし 明木 一悦	あきたかたしたぶんかきょうせいすいしんいん 安芸高田市多文化共生推進員 あきたかたし いいんかい いいん 安芸高田市まちづくり委員会 委員
いいん 委員	り じえい 李 潔	あきたかたしたぶんかきょうせいほんやく つうやくいん 安芸高田市多文化共生翻訳・通訳員



かくぶんかかいめいぼ  
各分科会名簿

Aグループ	Bグループ	Cグループ
<p>リーダー 明木 一悦 おおした のりこ 大下 典子 かみづる ひさひこ 上水流 久彦 きはら はると 木原 張登 さかもと もりお 坂本 守夫 たけもと たかふみ 竹本 隆文 たましげ じえらるでい タマシゲ ジェラルディ ん もんてあれくれ ン モンテアレグレ まつの ひろし 松野 博志 り じえい 李 潔</p>	<p>リーダー 上水流 久彦 うえおか まり めり 上岡 真理 メリ しもだ たえこ 下田 妙子 だにえら で かすとろ タニエラ テ カストロ きせらろ キセラロ り じえい 李 潔</p>	<p>リーダー 木原 張登 おおした のりこ 大下 典子 くにひろ いっこ 國廣 逸子 にしい かつこ 西井 勝子 はせがわ たかゆき 長谷川 隆行 まつの ひろし 松野 博志 めいき かずよし 明木 一悦</p>
<p>ぎだい 議題</p> <p>がいくじんしみん にほんじんしみん ○外国人市民と日本人市民 の交流の場について がっこう きょういくげんば た ○学校など教育現場での多 ぶんか きょうせい 文化共生について がいくじんしみん にほんじんしみん ○外国人市民と日本人市民 が互いに理解し合うこと について</p>	<p>ぎだい 議題</p> <p>○さまざまな情報を多言 語化しどう伝達するかに ついて さいがいじ きんきゅうじ たいおう ○災害時や緊急時の対応 について ○さまざまな施設を外国人 市民にどう開放していく かについて</p>	<p>ぎだい 議題</p> <p>がいくじんしみん もん ○外国人市民のことばの問 題について にほんごきょうしつ うんえい ○日本語教室の運営につ いて ほらんてい あじんざい かくほ ○ボランティア人材の確保 について</p>



もくてき せつち  
(目的と設置)

だい じょう しみん こくさいてきし や ひろげ こくさいかんかく じょうせい こくせき みんぞく ことなる しみんどう  
第1条 市民の国際的視野を広げ、国際感覚を醸成し、国籍や民族の異なる市民同  
し たがい ぶんか みとめ あい ちいきしゃかい いちいん とも せいかつ  
士が互いの文化を認め合い、地域社会の一員として共に生活することができる  
かんきょう けいせい あきたかたしたぶんかきょうせいすいしんかいぎ すいしんかいぎ  
環境を形成するため、安芸高田市多文化共生推進会議(以下「推進会議」という。)  
せつち  
を設置する。

しよしやうじむ  
(所掌事務)

きょうぎかい つぎ かけけるじこう しよしやう  
第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ちいき こくさいか および たぶんかきょうせい かかるきほんてきじこう かんする  
地域の国際化及び多文化共生に係る基本的事項に関する事。
- (2) ちいき こくさいか および たぶんかきょうせい かかるじょうほうこうかんおよびれんらくちやうせい かんする  
地域の国際化及び多文化共生に係る情報交換及び連絡調整に関する事。
- (3) そのた ちいき こくさいか および たぶんかきょうせい すいしん かんしひつよう じこう かんする  
その他、地域の国際化及び多文化共生の推進に関し必要な事項に関する事。

そしき  
(組織)

だい じょう すいしんかいぎ つぎ かけけるもの しちやう いしよく にんい ない いいん  
第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する16人以内の委員を  
もってこうせい  
構成する。

- (1) がくしきけいけんしゃ  
学識経験者
- (2) こくさいこうりゆうかんけいしゃ  
国際交流関係者
- (3) しな い じゅうしょ ゆうする がいこくせきし みん  
市内に住所を有する外国籍市民
- (4) がいこくせきし みん しえん だんたいかんけいしゃ  
外国籍市民を支援する団体関係者
- (5) けいざい しょうこうぎやうかんけいしゃ  
経済・商工業関係者
- (6) いりやうかんけいしゃ  
医療関係者
- (7) きやういくかんけいしゃ  
教育関係者
- (8) そのた しちやう とく みとめるもの  
その他市長が特に認める者

いいん にんき  
(委員の任期)

だい じょう いいん にんき いしよく ひ いしよく ひ ぞくするねん ども まつじつ  
第4条 委員の任期は、委嘱された日から、委嘱された日の属する年度の末日まで  
とする。ただし、さいにん さまたげ ない  
再任は妨げない。

いいん けついん しょうじ たばあい こうにん いいん にんき ぜんにんしゃ ざんにんきかん  
2 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

かいちょう および ふうかいちょう  
(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総務する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

かいぎ  
(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

せんもんぶんかい せっち  
(専門分会の設置)

第7条 推進会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会に事務を処理し、部会の経過及び結果を推進会議に報告する。

いいんいがい もの しゅっせき  
(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を

求め、その意見又は説明を聴くことができる。

しょむ  
(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、市民部人権多文化共生推進室において行う。

いにん  
(委任)

第10条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進

会議で定める。

ふ そく  
附 則

この告示は、平成24年1月13日から施行する。



(プラン策定の経過)

第1回 多文化共生推進会議全体会

2012 (平成24) 年 7月 6日 13:00~

クリスタルアージュ 402研修室



第1回 多文化共生推進会議AB合同分科会

2012 (平成24) 年 7月31日 19:00~

クリスタルアージュ 202研修室

第1回 多文化共生推進会議C分科会

2012 (平成24) 年 8月 8日 16:00~

クリスタルアージュ 201研修室



第2回 多文化共生推進会議A分科会

2012 (平成24) 年 9月10日 18:00~

第2庁舎 221会議室

第2回 多文化共生推進会議B分科会

2012 (平成24) 年 9月11日 19:00~

第2庁舎 221会議室



第2回 多文化共生推進会議C分科会

2012 (平成24) 年 9月12日 19:00~

第2庁舎 221会議室



だい かい たぶん かきょうせいすいしんかいぎ ぶんかikai  
第3回 多文化共生推進会議A分科会

2012 (平成24) ねん がつ にち 13:30~

だい ちょうしゃ かいぎしつ  
第2庁舎 121会議室



だい かい たぶん かきょうせいすいしんかいぎぜんたいかい  
第2回 多文化共生推進会議全体会

2012 (平成24) ねん がつ にち 17:30~

だい ちょうしゃ  
第1庁舎 211会議室



だい かい たぶん かきょうせいすいしんかいぎぜんたいかい  
第3回 多文化共生推進会議全体会

たぶん かきょうせいせんしんちしきつ  
【多文化共生先進地視察】

2012 (平成24) ねん がつ にち 3日

ひょうごけんあしやし こどもたぶんかきょうせいせんたー  
兵庫県芦屋市 子ども多文化共生センター

ひょうごけんりつあしやくさいちゅうとうきょういっくがっこう  
兵庫県立芦屋国際中等教育学校

ひょうごけんこうべし ほうじん たかとり こみゅにていせんたー  
兵庫県神戸市 NPO法人たかとりコミュニティセンター

ほうじんたげんごせんたーふあしる  
NPO法人多言語センターFACIL

こうべしりついいりょうせんたーにししみんびょういん  
神戸市立医療センター西市民病院



だい かい たぶん かきょうせいすいしんかいぎぜんたいかい  
第4回 多文化共生推進会議全体会

2013 (平成25) ねん がつ にち 18:00~

クリスタルアーショ 101 けんしゅうしつ  
研修室



はっこう あきたかたし  
発行 安芸高田市

(〒731-0592

ひろしまけん あきたかたしよしだちょうよしだ ばんち  
広島県安芸高田市吉田町吉田791番地)

でんわ  
電話 0826-42-5630

へんしゅう あきたかたし しみんぶ じんけんたぶんかきょうせいすいしんしつ  
編集 安芸高田市 市民部 人権多文化共生推進室